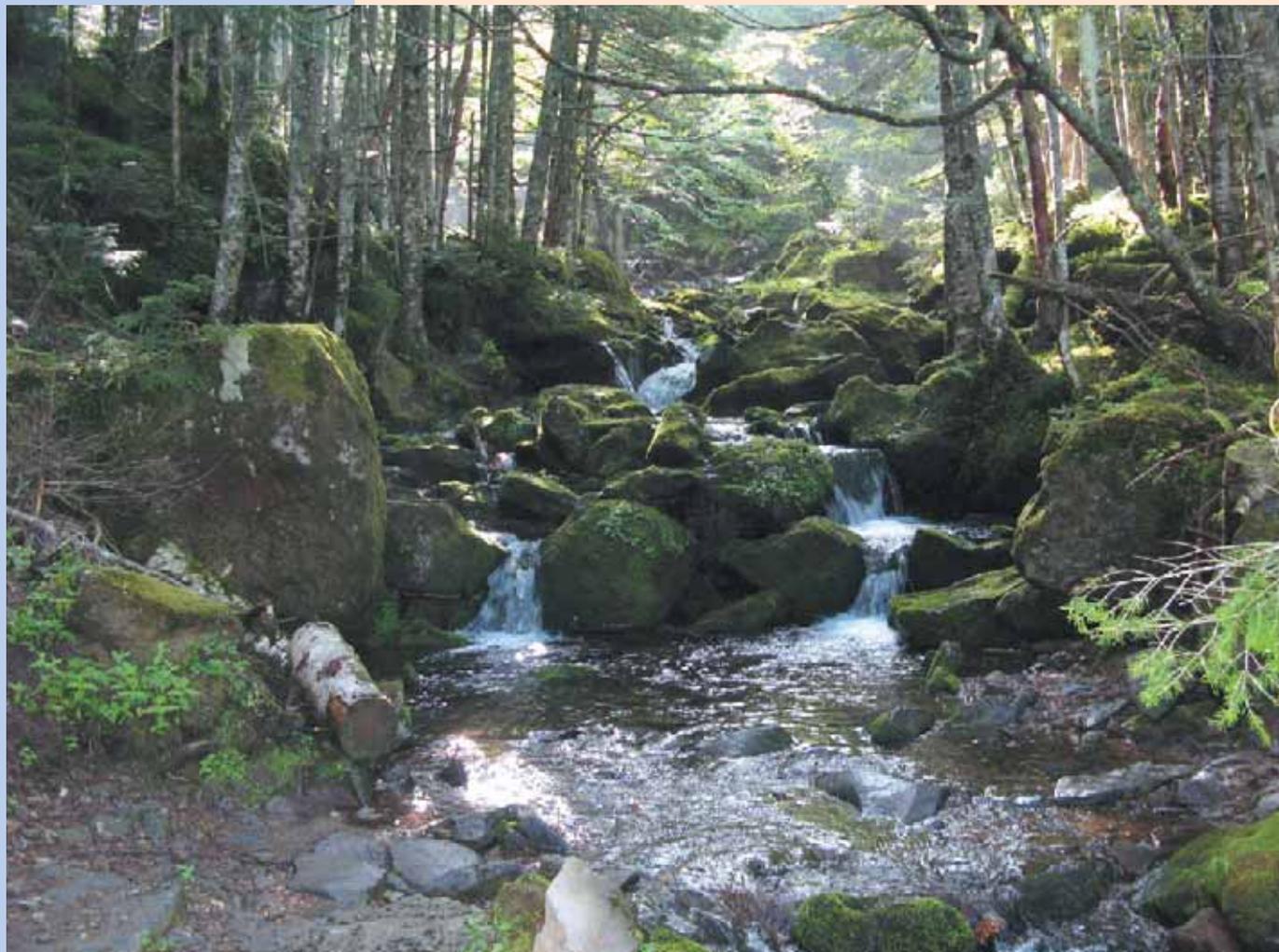


会報 ながの

第183号
平成23年 夏



長野県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。
2. 公 正
品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真の説明

『八ヶ岳鳴岩川の中流』

八ヶ岳鳴岩川の中流です。

北緯36-00-12、西経138-21-13、海拔2222mの位置になります。

(諏訪支部 牛山 栄作 撮影)

目 次

再任にあたり	会長	宮下照也	2
着任のごあいさつ	長野地方法務局長	根岸良一	4
役員退任の御挨拶	前副会長	上島孝雄	6
新任挨拶	副会長（業務研修担当）	小山良生	7
副会長就任にあたり	副会長（財務・広報担当兼財務部長）	松本誠吾	8
南牧村に設置した第Ⅷ系原点の移動観測の結果とやぐらの補修報告			
	松本支部	三原雅	10
第63回長野県土地家屋調査士会定時総会議事録			11
副会長就任のご挨拶・			
日調連総会の報告	副会長（総務担当兼総務部長）	芦澤文博	15
日調連便り	日調連理事	中塚憲	17
東京法務局長表彰を受賞して	飯山支部	江尻義雄	19
感謝しています	佐久支部	前田博志	19
日調連会長賞を受賞して	長野支部	上原兼雄	20
長野地方法務局長表彰を受賞して	伊那支部	井口正義	21
長野県土地家屋調査士会会長感謝状を受賞して	伊那支部	佐藤昭	22
早朝の散歩	飯山支部長	小林孝夫	23
お知らせコーナー			24
会務日誌			54
会員の動静			58
詰将棋（第9回）	長野支部	北原匡尚	59
編集後記			60



再任にあたり

会長 宮下 照也

3月に発生した東日本大震災・長野県北部地震は多数の死者・負傷者をだし、また、住む場所・働く場所を破壊し今だなお復旧の見通しが立たない未曾有の災害となりました。

被災された皆様、関係者の皆様には心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、震災の影響もさめやまぬ5月20日の第63回定時総会において会長に再任され、もう1期会員の方々とおつき合いを頂く事となり、これまでと同様の御指導・御協力をお願い申し上げます。

今年の総会は震災で被災された皆様のことを考え、総会のみで開催との声も上がりましたが、地域経済への影響も考慮に入れ規模を縮小しての開催となりました。

本会で募集いたしました被災者及び被災会員に対する義援金は2,502,100円が集まり、本会の予算の一部とあわせ理事会に諮ったうえで、しかるべき機関に供出する予定です。ご協力いただいた会員・事務局員には心より感謝申し上げます。

23年度本会での取り組む主な事業として、一昨年度から取り組んできた災害対策は、第一に本会事務局の防災対策、会員の安否確認、万が一会員が被災した場合の会員相互扶助としての資金準備・測量機器の貸与やボランティア援助について一様の結論がまとまっておりますが、今回の震災によりもう一度根本から見直しを行い、より具体的で実効性の有るものを目指します。

又、災害時の土地家屋調査士としての社会貢献についての検討も加え、長野県や各市町村とも話し合いをもち、専門集団として何ができるかを検討する予定ですが、この件については結論が出るまでにある程度の期間が必要と思われまます。

境界問題支援センター長野は認証を受け1年半、相談によりケースに応じた対応が出来るよう、規定の改廃や様式の整備・研修開催など、運営委員会で積極的に取り組んでいただき、形あるものとして出来上がってきております。また、運営経費についても本会負担が少しでも軽減できるよう検討していただいた結果が23年度予算に反映しており、本年度中には将来に向け

ての基本が確立することを委員の皆様にご期待しております。

昨年度取りざたされた「地域主権大綱戦略会議」における国の出先機関の原則廃止議論については、調査士政治連盟による超党派での呼びかけにより政治家が働いていただいたお陰で、法務局及び地方法務局はその議論からは除外される方向にあると聞いておりますが、決定したわけではなく予断を許さない状況にあることに変わりはありません。

特に今回のような大災害に対する、有事の際の危機管理を考慮した登記事務処理体制は、到底一つの地域で復旧できるものでなく、国が自主的に行うべき事務である事を再認識したものです。

会費については、年毎に会員が減少していく状況は比例して会費収入も少なくなっており、その上経済不況も重なり比例会費の増収に期待が出来ない状態の中、経費支出を極力少なくし業務の効率化により、単年度予算内での執行に勤めてゆきたいと考えます。

研修は、中長期的に研修計画を立て本会及び支部において行える内容を種別し、多くの会員に参加できる体制を整えます。

昨年、県下一斉に開催した「調査士が行う無料相談会」は、調査士の制度広報に一定の成果を見出しましたが、本年も引き続き開催をし、

ADRセンターと共に広く県民に土地境界の身近な専門家としての調査士をPRします。

現在、長野県司法書士会と共同により開催されている「栄村での無料相談会」は、飯山支部の協力により12回予定しており、また、6月27日付の信濃毎日新聞に掲載された県公嘱協会が南牧村で震災により移動してしまったⅧ系原点の復旧作業は、共に強力な制度広報事業であり、参加された会員にはこころより感謝します。

震災の影響だけでなく日本経済は相変わらず厳しい中、調査士業務の受注量も年々減少の一途を辿っており、なかなか将来への明るい光は見えてきません。

今回の大震災で直接被災しなかった多くの方は、大自然の人智を超えた脅威に晒された、また、放射能に身を晒された被災者に身を置き換え、目の前にある幸せを少なからず感じていると思います。

大震災は経済不況とともにどのような影響を及ぼすか予測も出来ませんが、この幸せをエネルギーに変え、国民の一人として出来ることを精一杯頑張っ乗り越えましょう。又そうすることで、少しでも復興に寄与することができると信じて、元気を出して頑張りましょう。



着任のごあいさつ

長野地方法務局長 根岸 良一

本年4月1日付けをもって、岡山地方法務局から転任して参りました根岸でございます。どうぞよろしくお願いたします。

長野県土地家屋調査士会の皆様には、平素から当局における法務行政の適正かつ円滑な運営に格別の御支援と御協力をいただいていることに対し、この紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

簡単に自己紹介をさせていただきますと、出身は神奈川県でございます。横浜地方法務局を振り出しに津地方法務局、静岡地方法務局、法務省人権擁護局、鹿児島地方法務局、甲府地方法務局、法務省人権擁護局、長崎地方法務局、広島法務局、岡山地方法務局を経て、この度、長野地方法務局に勤務することとなりました。

長野地方法務局での勤務は初めてですが、プライベートでは、長野県の観光地にお邪魔しており、風光明媚な景色の多い信州で生活できる喜びを実感しているところでございます。

東日本大震災により、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。東日本大震災が発生して、既に3か月が経過しました。

福島第1原子力発電所の事故もあいまって、未だに避難生活を強いられている被災者が多数おられます。長野県でも、長野県北部の地震により下水内郡栄村で震度6強の揺れが観測され、多くの村民が被災されました。被災された方々が、一日も早く日常の生活に戻られることを切に願っております。

法務省といたしましては、被災者及び被災自治体への支援や被災した法務局への事務応援などを実施しており、被災地復興の一助となるよう取り組んでいるところであります。今後、倒壊した建物の滅失登記をはじめとする膨大な事務が予想されることから、さらに、事務応援体制を強化しているところでございます。また、登記、供託の手續についての必要な法整備を行うとともに、戸籍についても自治体に対する支援を続けております。

ところで、政府は、簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題であるとし、行政機構の整理及び合理化を推し進めているところであります。内閣府に設置された地域主権戦略会議の議論の中で、登記事務等の地方公共団体への移譲が検討されております。引き続き、登記事

務の権限移譲は困難であることを国民の皆様に御理解いただくよう努めてまいりたいと考えております。さらに、定員合理化計画の中で、毎年、定員が削減されておりますが、職員の英知を結集して、行政サービスの維持、向上に努めているところでございます。

長野局におきましては、地図情報システムによる事務の取扱いが、平成23年2月21日の木曾支局の運用開始をもって全支局で完了したところです。さらに、登記所備付地図の整備につきましても、現在、各分野から整備推進への要望が寄せられ、高精度の地図に対する国民のニーズはますます高まっています。そこで、本年度は本局管内において登記所備付地図作成作業を実施する予定です。これら地図関係の諸施策につきましても、何といたっても貴会の会員の皆様の御協力が不可欠です。今後とも、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

筆界特定制度は、創設後5年が経過しました。制度創設時の予想を上回る高い水準で申請が推移しております。これは、国の機関である法務局が主体となる境界紛争解決制度として国民の皆様から高い期待が寄せられているということであり、着実に国民の間に定着してきているものと考えています。皆様には、筆界調査委員として極めて大きな役割を担っていただいております。

この制度が国民の信頼に応え得る確固たる制度として発展していくために、引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

当局といたしましても、法務局の果たすべき使命を自覚し、法務局に寄せられる声に真摯に耳を傾け、地域住民の皆様の負託に応えるため、職員一同力を尽くしていく所存でございます。

長野県土地家屋調査士会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、御活躍を祈念申し上げて、私の着任の挨拶とさせていただきます。

略 歴

昭和46年4月	横浜地方法務局採用
平成10年4月	津地方法務局熊野支局長
平成12年4月	静岡地方法務局掛川支局長
平成13年4月	静岡地方法務局人権擁護課長
平成14年4月	法務省人権擁護局総務課人権擁護調査官補佐
平成16年4月	鹿児島地方法務局総務課長
平成18年4月	甲府地方法務局次長
平成19年4月	法務省人権擁護局総務課人権擁護調査官
平成20年4月	長崎地方法務局次長
平成21年4月	広島法務局人権擁護部長
平成22年4月	岡山地方法務局長
平成23年4月	現職



役員退任の御挨拶

前副会長 上 島 孝 雄

去る5月20日開催の定時総会を持ちまして、財務・広報担当兼財務部長を退任させて頂きました。

担当理事の皆様の御協力の下、無事、事業計画のとおり終わる事ができました事を、改めて御礼申し上げます。

さて広報部の報告としては、何と言いましても、昨年、土地家屋調査士制度60周年を迎え、会報ながの第180号の特別号の発行が出来たことがあげられます。

松本部長のもと、各理事及び会報担当委員の様々な編集活動を通じ、私としても自慢できるものになりました。

記念特集として『歴代会長に聞く』では、小出國正名誉会長の率直な寄稿で幕を開け、中村友映元会長と西澤真元会長の長い経験を基にした興味深い対談で花を添えた後、太田正人相談役の貴重な資料を提供して頂いた上での寄稿は、その内容も調査士業をする上で大変参考になるものとなりました。

続く『土地家屋調査士人生を語る』の、佐久支部の佐藤芳男会員の寄稿及び伊那支部の黒澤稔会員のインタビューでは、60年・55年と大変長きに渡り業務に従事されて来た調査士としての経験則は、大いに学ぶべきものとなりました。不動産登記法17条地図作成作業の思い出として長野支部の山本幸雄会員からの寄稿は、現会員だけでなく、新入会員にもぜひ一読して欲しいと思います。

以上、主な特集記事について述べましたが、

本特集号は、皆様のお陰で調査士の歴史やその背景を把握するためにも大変参考になるものとなりました。是非とも業務の参考にして頂ければと思っております。

会報は、土地家屋調査士会員だけでなく、関係官庁にも配布させて頂いています。

私も立場上何度か会報に載せて頂きましたが、市の職員等から会報の記事についての感想、質問等を頂いた折は、土地家屋調査士業務の理解の一端を果たしているのだなと思えました。会員の皆様も、ぜひ会報に原稿を寄稿してみても如何でしょうか？思わぬところから見ましたよと声をかけてくれる人が現れると思います。

続く広報部活動としましては、『全国一斉表示登記無料相談会』開催があげられます。各支部の中には独自で以前から行っているところもありましたが、土地家屋調査士制度の一層の理解をして頂くための効果は、充分ありました。

財務部では、長期に渡る景気低迷が続いた上、追い打ちをかける様に東日本大震災もありました。その上、総会でも報告致しましたが、本会では会員減少傾向も続いております。会の運営については、今後更なる検討を要する事となりますが、本会発展のため、会員の皆様には変わらぬご協力をお願い申し上げます。

新執行部の皆様の御活躍を期待すると共に、皆様の多大なご協力の下に無事任期を果たすことが出来ましたことに感謝申し上げ、退任のご挨拶と致します。



新任挨拶

副会長（業務研修担当） 小山良生

この度の、東日本大震災及び長野県北部地震により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

さて本年5月20日佐久市において開催された第63回定時総会におきまして、佐久支部より推薦され、副会長として務めさせていただく事となりました。又先の正副会長会におきまして、宮下会長より任命され、業務研修部を担当させて頂くこととなりました。

二年前まで、二期四年間を理事として、務めました。一期目の総務部担当理事としての二年間は、筆界特定制度の新設、登記規則93条調査報告書の研修、等々、不動産登記法の大改正の嵐に翻弄され、瞬く間に過ぎましたが、調査報告書の伝達研修では講師を務めさせて頂く等、大変充実した二年間でもありました。

また二期目財務部長としての二年は、会員の皆様の貴重な会費をお預かりして、財務を担当し、本会を経理面から検討し運営するという貴重な経験をさせていただきました。

今任期は、二年間の空白期間に加え、まったくの未経験の分野であります、業務研修部担当ということで、大変不安ではありますが、幸いにも、昨年まで、業務研修部の理事としての経験豊富な菅沢部長、金田次長をはじめ、大変優秀な理事の皆様就任していただきましたので、前年度に勝るとも劣らぬ陣容が組めたものと、思っております。

お引き受けした以上は、任期であります2年間を業務研修担当副会長として、本会会則にあ

りますように、会長の定めるところにより、会長を補佐し、精一杯努めさせていただきたいと思っております。会員の皆様のご協力を、よろしくお願いいたします。

先の総会でご承認いただいた本年度の業務研修部事業計画は、

1. 会員の業務の指導、改善及び連絡に関する事項

- ① 表示登記に関する研究と法務局との連携
- ② オンライン申請に関する対応、整備及び会員への発信
- ③ 調査測量実施要領及び93条不動産調査報告書に関する研究と研修
- ④ 登記基準点及びD I D基準点に関する件
- ⑤ 地図 基準点等に関する調査・研究
- ⑥ 筆界特定制度及び境界鑑定についての調査研究

⑦ 測量技術に関する研究と研修

⑧ 会員の業務改善及び報酬についての研究

2. 『会員研修の実施等』、

① 研修会の実施 全体研修会、ブロック支部研修会

② C P D制度に関する対応及び整備 管理登録事務、一般公開に向けての検討

と重要な事業ばかりでございますが、本会各部、法務局とも連携を取りながら、粛々と進めてまいります。どうか会員の皆様のご支援とご協力をよろしくお願い致します。



副会長就任にあたり

副会長（財務・広報担当兼財務部長） 松本 誠吾

この度の総会に於いて、北信地区からの推薦を頂き副会長の選任を受けました。

既に始まった23年度、今までの決まったテーマをこなせば済むような空気とは変化し、待たれ、離れられ、期待され、試されるような、推薦という責任の重さを感じています。

体形体力・視力・資力も衰える中、ならば自分をバージョンアップする絶好の機会なのではとポジティブになれるのも一特技、今までの業務の中でやるせない思いをした様々な案件、素朴な疑問に取り組んで形に残したい、そしてそんな思いを共有しながら取り組みたいと思います。

さて私の本会への関わりは、平成16年の日調連境界鑑定指導者養成講座受講での宮下現会長との篤き出逢いに始まり、平成17年支部総会の際、前会長小出名誉会長とのトイレでの立ち話引き金となり、それを機にあってという間の3期6年間となりました。

平成17年から4年間は業務研修担当となり筆界特定制度の誕生、法務局のオンライン化への移行等、不動産登記法の全面改正を目の当たりに関わることが出来ました。その直後「境界問題解決支援センター長野（ADRセンター）」設立準備を期に、今までの業務から境界紛争への解決に至る職域を手に入れました。

不登法規則93条、土地家屋調査士の報告で「登記官が実地調査の必要がないと認めた時は」の文言はまさに調査士の資質を試されているものであり、資格者への期待を示していると感じました。

法務省、日調連の指針にはファッションショーと似通っているところがあり、こんなものどこで着て歩くんだ、というような理解できないものも多く、さりとて何故そのとんでもない格好

が注目されるのかにヒントがあると思います。それを見つけ現場に繋げたい。

何度も皆で研修を重ねて来ました。資料も沢山集まりました。でも何度聞いても現場に反映出来ない、やって良いのか、報酬につながらない、という意見が多いのですが、繰り返し学習するうちに行間に意図が浮かび、突如調査士像が見える臨界点に達するものと思っています。蘊蓄は味を引き立てます。抽象的と云われそうなのでこの辺りで…

今期、財務部長ならびに広報部担当となりました。3月の東日本大震災、栄村地震、この松本市の地震、身近な日々の生活にも不安がよぎる中、込められた会費から賄われる会運営の用途には納得行けるよう責任を持って管理に努めたいと思います。

また長野県司法書士会との連携で4月より準備し、6月より始まった栄村地震「心配ごと相談会」も飯山支部の協力のもと、継続中です。（チラシ次ページ）当相談会は県司法書士会の無料相談先行のノウハウを教わる機会を頂きました。本会であれば1～2回程度と考えると「3ヶ月継続してみましよう」にはプロの頼もしさを感じました。今期本会は佐藤恵明広報部長のもと、より充実した土地家屋調査士の行う無料相談会も企画中です。その節はご協力宜しくお願いいたします。

国が認めた資格者、地味な業務ですが国家の根幹となる国土管理の必要性が実証されたもの、「温故知新」先輩の培って来た業を引継ぎ次世代にリレー出来るよう望む所存です。

どうぞ宜しくお願いいたします。

長野県司法書士会・長野県土地家屋調査士会共同相談会

栄村地震「心配ごと相談会」のお知らせ

司法書士・土地家屋調査士が栄村地震による被害を受けた方々を対象に暮らしや事業の心配ごと（法律・登記手続きなど）について「役場またはご自宅で」相談に応じます！

☆役場での無料相談を希望される方はこちら☆

実施日	平成23年 6月12日(日) ・ 26日(日) 7月10日(日)・24日(日) 8月7日(日)・21日(日)
実施時間	午前11時～午後4時 (最終受付は午後3時とします。)
相談場所	栄村役場地階 村民グループ室
相談時間	1時間以内(予約不要)

7月24日(日)は、長野県司法書士会主催の特設相談所(人権相談、登記相談)と併設して行いません。

☆ご自宅等での無料相談を希望される方はこちら☆

相談場所	栄村村内のご自宅等
相談実施日	平成23年 6月23日(月) 7月 13日(火) ・20日(水) 8月4日(木)・19日(金)・29日(月)
訪問時間帯	午前10時～午後4時 (訪問日、時間については地区ごとに調整させていただくことがあります。)
訪問相談員	相談内容により司法書士又は土地家屋調査士が伺います。
相談時間	1時間以内
申込受付期間	各相談実施日の1週間前まで
申込受付時間	午前10時～午後4時 (土・日・祝日・8月13日～16日を除く)
申込電話番号 事前連絡	026-244-6335(丸山孝一司法書士事務所) 相談申込受付後、相談担当者より連絡をいたします。

上記相談会の問い合わせ先 TEL026-244-6335 丸山孝一司法書士事務所まで

～相談例～

- ◆ 倒れた建物の登記はどうすればいいの？
- ◆ 権利証や土地・建物の所有権を証明する書類が見当たらない。
- ◆ 家を直す資金を借りたいが土地建物の名義は先代のまま。このあとどうすれば？
- ◆ 敷地が陥没して家が傾いた・土地は借地だが修繕義務は誰にあるの？
- ◆ 家が全壊(半壊)して住む事が出来ない。住宅ローンは支払わなければならないの？
- ◆ 震災後、給料を支払ってもらえない又は突然解雇された・・・

長野県司法書士会

〒380-0872 長野市妻科399番地

TEL: 026-232-7492/FAX: 026-232-6699

長野県土地家屋調査士会

〒380-0872 長野市妻科399番地2

TEL: 026-232-4566/FAX: 026-232-4601

南牧村に設置したⅧ系原点の移動観測の結果とやぐらの補修報告

松本支部 三原 雅

先月6月26日移動観測の結果とやぐらの補修を行いました。

東日本大震災とその翌朝の栄村を中心とした長野県北部地震は私たちにも大きな影響を与えています。そんな中、2年前に設置したⅧ系原点も移動してしまっただようです。

国土地理院でも日本経緯度原点を測量したようですので、Ⅷ系原点も移動量の観測をしてみましょうとのことで集まった有志、人数は8人、集合時間は朝8時相変わらずです。

昨年9月に建立したやぐらのペンキ塗り直しと風で落下した名札の取り付け、ついでに移動量もざっと測ってみましょうか？とのことでした。観測は原点付近の偏心点（松の木から少し離れた場所に新設）と方位標の2級点の2箇所をRTK測量で行い、偏心点からTSにて移動してしまった原点標識を観測し、移動量を確認すると共に、今の原点位置に真鍮の砲金をとりあえず両面テープで固定しました。

いざとなると、ミリ以下で設置の要求をするなど、測量好きの集まりは変わりません。東方へ258ミリ、南方へ8ミリ、上方へ70ミリほど（RTKですが）の移動でした（ここも何故か8が多くてできます）。

原点位置は、標識盤（御影石）の上には何とかとどまっていた。

結果的に近隣の電子基準点〈川上〉の移動量と水平位置・高低の移動量がほぼ合っていてRTKも捨てがたいと思いました。（〈川上〉の移動量は地震前と地震後の公表座標値の比較によります）。

やはり、Ⅷ系原点の標識と座標値は $X=Y=0$ mで、成果簿も0でない…との意見もありますので、どうするのが良いか？新旧両方の位置も表示出来た方が、一般的にも分かり易しと色々案を考えています。



第63回長野県土地家屋調査士会定時総会議事録

日 時：平成23年5月20日（金曜日）午後1時45分開会

場 所：佐久市中込3150-1 ホテル一万里

出席者：会員総数 426名

本人出席による会員数 147名

委任状提出による出席会員数 181名

合計出席者数 328名

前田理事の司会により進行され、上原副会長が第63 回定時総会の開会を宣言した。

その後出席者全員で「土地家屋調査士倫理綱領」を斉唱した。

宮下会長の挨拶の後、司会者が議長選任について議場に諮ったところ、司会者一任の発言があり、異議なく拍手による賛同を得て、司会者は議長に佐久支部塩川靖雄会員を指名した。

議長は登壇して挨拶の後、副議長・議事録作成者・議事録署名人を指名したい旨を議場に諮った。異議なく拍手による賛同があり、承認を受けて議長は次の者を指名した。

副 議 長 上田支部 久保田勝芳会員

議事録作成者 佐久支部 宮本繁和会員 上田支部 久保智則会員

議事録署名人 佐久支部 高見澤今朝雄会員 上田支部 竹内睦夫会員

副議長が登壇し挨拶。議長が出席状況の報告を求め、副議長より出席状況の報告（前記）があり、議長より「会則第46 条」規定の特別決議の要件を満たし、本総会の成立の宣言がされた。

議事に入る前に、議長は「総会資料の訂正」の説明を執行部に求めた。

総会資料 P.6 11. 境界鑑定委員会 22年3月を23年3月に、P.31、P.35 及びP.39 表中小泉副委員長の副をとるに訂正する旨、執行部より説明があった。

議事の内容

議長は報告事項及び第1 号議案の一括付議を議場に諮り、異議がなく拍手により承認を受けた。

- (1) 報告事項平成22 年度会務及び事業報告の件並びに、
- (2) 審議事項第1 号議案平成22 年度収入・支出決算書承認の件

議長は提案者に要点を簡潔に説明するように求めた。

議案の説明

上原副会長 荒井総務部長

平成22年度会務・事業報告（総会資料P.6～7）

各委員会事業報告ADR 運営委員会（総会資料P.14～16）

会員の異動状況（総会資料P.17）

平成22年度各種会議等開催回数一覧表（総会資料P.18～19）

会務日誌（総会資料P.20～37）に関し主要項目について説明。

荒井総務部長

平成22年度各部事業報告総務部（総会資料P.8～11）

各委員会事業報告境界情報管理センター委員会（総会資料P.12）

芦澤業務研修部長

平成22年度各部事業報告業務研修部（総会資



料P. 9～10)

各委員会事業報告表示登記研究委員会（総会資料P.12)

境界鑑定委員会（総会資料P.12)

オンライン登記申請促進委員会（総会資料P.13)

災害対策委員会（総会資料P.13)

松本広報部長

平成22年度各部事業報告広報部（総会資料P.10～11)

各委員会事業報告会報編集委員会（総会資料P.12)

IT委員会（総会資料P.13)

上島財務部長

平成22年度各部事業報告財務部（総会資料P. 9)

平成22年度収入・支出決算書などの説明（総会資料P.39～46)

境界問題解決支援センター平成22年度収支決算書（P47～P48)

議案の説明が終わり、議長は監事の監査報告を求めた。

小池代表監事により、会計監査および業務監査を行い適正である旨の報告がされた。

議長は第1号議案について質疑応答に入ったが質問がなく、質疑を打ち切り議案の採決に入った。

異議なく拍手をもって第1号議案は原案のとおり承認された。

次に議長は第2号議案及び第3号議案の一括付議を議場に諮り、拍手により承認を受けた。

第2号議案、平成23年度事業計画（案）決定の件

議案の説明

宮下会長

平成23年度事業計画大綱（案）（総会資料P.49)

上原副会長

平成23年度事業計画（案）

総務部財務部業務研修部広報部（総会資料P.50～51)

第3号議案平成23年度収入・支出予算（案）決定の件

議案の説明

上島副会長

平成23年度一般会計収入・支出予算書（案）（総会資料P.52～54)

共催慶弔費特別会計収入・支出予算書（案）（総会資料P.55)

境界問題解決支援センター長野平成23年収入・支出予算書（案）

（総会資料P.56～57)

以上の議案説明が終わり、議長は第2号議案及び第3号議案の質疑応答に入った。

長野支部西澤元美会員の「質疑の要旨」

日常の業務の中で、依頼人から登記以外の法律上の問題についても、相談を受ける場合が多々ある。個々の会員の知識では答えられない場合、本会の方で相談を受けて貰える窓口を設けて頂きたい。

上原副会長の「答弁の要旨」

調査士の本来業務の範囲内の問題についての各会員からの相談については受ける体制は有るが、本来業務の範囲を超える問題についての相談対応は本会の本来的な役割として想定していなかった。よって、会員の業務支援に関する今後の課題として理事会等で検討していきたい。

ここで、執行部より総会資料の訂正の申し出あり P.52 平成23年度一般会計予算（案）の備考

欄に責任証紙の文言があるが『責任』の文字を消し証紙とする旨の説明があった。
ほかに質問者はなく、議長は質疑応答を打切り採択に入った。
その結果、第2号議案ならびに第3号議案は異議なく拍手をもって原案のとおり承認された。

次に議長は第4号議案について、提案者の説明を求めた。

議案の説明

第4号議案本会「役員改定」の件

上原副会長より議案の説明。選挙管理委員長に対し経過報告の要請をした。

高嶋選挙管理委員長報告 立候補者数が役員定員数以内の為全員無投票当選となった旨の報告書を議長に提出。

議長より選挙結果の報告

会 長	宮下照也	会員	(松本)		
副 会 長	松本誠吾	会員	(長野)	小山良生	会員 (佐久)
理 事	佐藤恵明	会員	(長野)	猪飼健一	会員 (長野)
	竹花伸一	会員	(上田)	高見澤今朝雄	会員 (佐久)
	中塚 憲	会員	(伊那)	関 昭夫	会員 (伊那)
	豊島久芳	会員	(松本)	草間範夫	会員 (松本)
監 事	北澤正夫	会員	(長野)	荻原吉次	会員 (佐久)
綱紀委員	荒井正行	会員	(長野)	宮川登美男	会員 (飯山)
	武井邦夫	会員	(諏訪)	矢澤輝雄	会員 (飯田)
	西山登美男	会員	(大町)	青木完氏	会員 (松本)

役員等選任規則第35条に基づく会長指名役員

副 会 長 上原兼雄 会員 (長野) 理 事 田口正幸 会員 (松本)

議長は4号議案について質疑を求めたが質問者はなく、議長は質疑応答を打切り採択に入った。
その結果、第4号議案は異議なく拍手をもって原案のとおり決定された。

名誉会長委嘱の動議

宮下会長より小出國正前会長に名誉会長委嘱の動議あり、議長が異議の有無を問うた所、異議なしの声が上がり、拍手をもって議決された。

議長は以上をもってすべての議案の議事が終了したことを宣言、議事進行に対する会員の協力について謝辞を述べて、副議長と共に降壇した。

新役員に対し当選証書の授与。高嶋選挙管理委員長より代表として宮下新会長に当選証書が手渡された。

前役員を代表して上島前副会長より挨拶。

新役員を代表して宮下会長より挨拶。

上島副会長が定時総会の閉会の宣言をして、午後3時34分に第63回定時総会は終了した。

平成23年5月20日

以上は総会の議事の内容を記したものであり、総会の決議を明確にするために、議長ならびに議事録署名人が署名捺印する。

議 長 塩 川 靖 雄 ㊟

議事録署名人 高見澤 今朝雄 ㊟

議事録署名人 竹 内 睦 夫 ㊟

平成23年度・24年度 役員名簿

役職	担当部	氏名
会長		宮下 照也
副会長	総括担当	上原 兼雄
副会長	総務担当兼総務部長	芦澤 文博
副会長	業務研修担当	小山 良生
副会長	財務・広報担当兼財務部長	松本 誠吾
理事	総務部	猪飼 健一
〃	総務部	竹花 伸一
〃	総務部	草間 範夫
〃	財務部次長	中塚 憲
〃	業務研修部長	菅澤 徹夫
〃	業務研修部次長	金田 政孝
〃	業務研修部	清水 明夫
〃	業務研修部	高見澤 今朝雄
〃	業務研修部	関 昭夫
〃	業務研修部	田口 正幸
〃	広報部長	佐藤 恵明
〃	広報部	堀口 隆
〃	広報部	豊島 久芳

監事

代表監事	北澤 正夫
監事	荻原 吉次
監事	井口 正義

綱紀委員会

委員長	荒井 正行
副委員長	青木 完氏
委員	宮川 登美男
〃	細萱 忠敬
〃	武井 邦夫
〃	矢澤 輝雄
〃	西山 登美男

支部長会

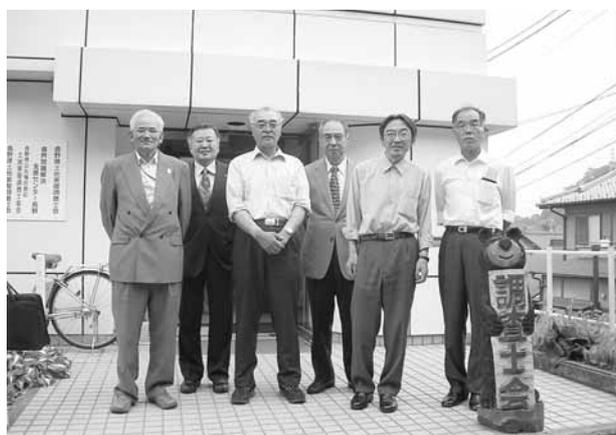
松本	竹内喜英	議長
飯山	小林孝夫	副議長
長野	寺島範昭	
上田	北澤博	
佐久	神津安一	
諏訪	吉澤哲郎	
伊那	小林宏美	
飯田	宮下富男	
木曾	越取淳一	
大町	藤原賢司	



理事会役員・監事



支部長会



綱紀委員会



副会長就任のご挨拶

副会長（総務担当兼総務部長） 芦澤 文博

先の第63回定時総会で、飯田支部及び伊那・諏訪の南信三支部からの推薦をいただき、副会長として再任されました。昨年までの2年間は、業務研修部長兼任として、担当の6名の理事と共にやってきました。特に研修会に関しては、その方法や内容の充実、参加者の増加対策、CPD等に取り組んできました。今度は、総務担当副会長として総務部長を兼任いたします。これまでずっと業務研修を担当してきた総務関係は初めてのことです。通常の総

務部業務に加え、会員の品位の保持、倫理や法令順守の問題等、現在調査士会の抱える様々な問題について対処していきたいと考えています。又、継続事業としての災害対策についても引き続き担当いたします。総務関係に経験の長い上原副会長にご指導をいただきながら、小山・松本両副会長共々、宮下会長を補佐し、役員としての職責を果たしていく所存です。会員の皆様のご協力をよろしく申し上げます。

日調連総会の報告

6月21日、22日の二日間にわたり、東京ドームホテルで日本土地家屋調査士会連合会の第68回定時総会が開かれました。長野会からは、宮下会長、上原副会長と私の3名及び、日調連の中塚理事が総会構成員として、小山・松本両副会長がオブザーバーとして出席しました。

総会に先立って行われた式典では、『土地家屋調査士制度発祥の地の碑』の長年にわたる維持管理に対して、長野県土地家屋調査士会と松本支部に日調連会長の感謝状が渡されました。又、翌日の「平成23年度の事業計画、事業方針大綱」説明の冒頭でも、松岡会長から制度発祥の地の松本で行った昨年の日調連理事会が印象深かったとの話がありました。

この機会に、『調査士制度発祥の地』と『8系原点』という長野県に有る二つの原点について、関ブロだけでなく全国の調査士会にPRし、機会があれば是非とも会員の研修旅行等を計画

してもらうように、併せて長野県の魅力を全国の調査士会員にPRすることも考えたどうか、広報担当の松本副会長と話したところです。議事に入る前に、東日本大震災に関して、東北地方の福島、宮城、岩手の各会から、支援に対するお礼と現状報告がありました。岩手では2名の会員が亡くなられ、各会でも多くの会員が被災されたとの報告がありました。又、関東ブロック及び近畿ブロックの会長から、義援金についての報告と説明がありました。

昭和25年7月31日に土地家屋調査士法が施行されて60年となりますが、まだまだ認知度は不十分です。会員一人ひとりがその社会的使命を再認識する機会とし、又市民に土地家屋調査士制度をPRする機会とするために、7月31日を『土地家屋調査士の日』とする議案が全会一致で承認されています。



三 連合会顕彰規程第九条感謝状受賞者
 「土地家屋調査士制度発祥の地」碑の維持管理）

長野県土地家屋調査士会
 長野県土地家屋調査士会松本支部

感謝状

長野県土地家屋調査士会殿

貴会は「土地家屋調査士制度発祥の地」碑の維持管理に積極的に取り組まれ、このことは土地家屋調査士制度草創期から今日まで献身的な努力をされた先輩諸兄の精神を後世に継承する大変意義深いものであり、土地家屋調査士制度の発展に寄与したその功績はまことに多大であります。よって土地家屋調査士制度制定六十周年の経過にあたり、ここに感謝の意を表します。

平成二十三年六月二十一日

日本土地家屋調査士会連合会

会長 松岡直武





日調連便り

日調連理事 中塚 憲

去る6月21日、22日、日本土地家屋調査士会連合会は、東京ドームホテル（東京都文京区）において第68回定時総会を開催しました。今年には任期満了に伴う役員改選が行われ、私はもう1期、連合会の役員としてお世話になりました。2年間、よろしく願いいたします。会務分掌は7月7日、8日にわたり開かれる理事会で決まります。またの機会にご報告をいたします。

総会の詳しい議事や役員改選の結果は他の記事に譲り、まずは満場一致で制定された「土地家屋調査士の日」について、お知らせをしましょう。

□7月31日は「土地家屋調査士の日」です。

制度制定60周年事業の掉尾を飾るとでもいましょうか、このたびの総会で、7月31日をもって「土地家屋調査士の日」とする第3号議案が可決承認されました。7月31日は「土地家屋調査士の日」です。

何ゆえこの日を記念日として制定するのか。ご承知の方も多々おられると思いますが、松本の「土地家屋調査士制度発祥の地」碑の碑文に、答があります。以下はその碑文からの引用です。

我が国における登記制度の一翼を担う土地家屋調査士制度は、国民の社会生活の基本となる土地・建物の権利の明確化に寄与する目的をもって昭和25年7月31日に制定された。

同制度の揺籃期は昭和3年、松本土地調査員会が県下各調査員会に団結を呼び掛け、昭和13年長野県土地調査員会連合会の結成をみたことに始まる。以来松本市の赤羽多知雄、中島 實、岡谷市の林 義成各氏をリーダーとし、国家制度実現を目指し、全国規模での請願運動が進

められた。しかし戦後情勢一変した国会において、この運動は衆議院議員元通信大臣降旗徳弥先生を中心に、議員立法として各方面の協力を得て、土地家屋調査士法として成立したのである。この運動は松本税務署長植木庚子郎氏の示唆を得てから実に22年、この間関係各位の記念すべき功績が集大成して有終の成果を得たのである。（以下省略）

これまで4月1日の「表示登記の日」、6月3日の「測量の日」、10月1日「法の日」など、土地家屋調査士がイベントを催す記念日はいくつかありました。（9月1日防災の日・杭の日にもイベントを行っている単位会もあります。）これらに「土地家屋調査士の日」が加わることで、土地家屋調査士制度をPRする機会や実施する事業の幅が広がっていくのではないかと思います。たとえば8月3日の司法書士の日と連動してワンストップ相談会を開く、また長野会なら、7月31日からⅧ系原点記念日の8月8日までを「長野県土地家屋調査士週間」として、大学などと協働してシンポジウムを開いたり、各支部で相談会の開催する、などの独自の取り組みを行うこともできます。さらなる社会貢献に、知名度の向上に「土地家屋調査士の日」を活用してください。

□東日本大震災

東日本大震災の発生から3ヶ月が過ぎ、復旧、復興は、まだまだ軌道に乗ったなどとは決まていません。連合会の会報記事「東日本大震災と土地家屋調査士」などにも書きましたが、いまだ現在進行中の未曾有の国難です。この3ヶ月の連合会の取り組みについては、会報誌、Eメールマンスリーに載っていますのでここでは省き、

土地家屋調査士の被災状況について、かいつまんでお伝えします。岩手会で会員が震災で1名、被災後に1名が亡くなられており、事務所・自宅の流失、倒壊等の被災件数は12件、宮城会では事務所等の流失・全半壊等22件、床上浸水10件、福島会では全半壊等重大な被害25件、現在も原発災害等で20名の会員が避難生活を送っている旨、総会の席上で報告がありました。宮城会の会長は過労のため入院した由、副会長からの報告でした。

私も3月25日、26日に盛岡、陸前高田、5月12日、13日に仙台若林区の被災現場に入りました（詳細は連合会報掲載済み）。

またこれは個人的な話になりますが、機会を得て、6月3日、5日には茨城県の水戸、ひたちなか、大洗、鉾田、茨城を視察、6月12日には栄村と新潟県の十日町市を訪れました。茨城会では会館が被災し、内部がたいへん無残な状態でした。総会も会場の水戸市内のホテルが復旧できず、急遽つくば市のホテルで、やっと6月14日に開催したというように会務にも影響が出ています。誤解を恐れずに感想をいえば、沿岸部を中心にして、茨城は全土に「ガタがきている」という感じで、まさに「隠れた被災地」という印象でした。

栄村で、地震で遅れた田植えの後片付けをしていたご婦人とお話し、地震のときの様子などを聞いたことは、たいへん勉強になりました。別れ際に彼女が口にした、「これからどうなるのかねえ」という言葉は、被災された方々の思いを代弁しているような気がしました。

6月19日には飯田で開かれた「三六災害50年シンポジウム」に行ってきました。

ここ数ヶ月見聞きしたことから、会員の皆さん一人ひとりが被災地に心を寄せ、いま我々に何ができるのかをお考えいただくことはもちろん、今後防災、減災に向けて、我々がなすべきことは何か、平時から準備できることは何か

ど、組織としてそういうことにも取り組んでいかなければならないと思いました。

□地籍問題研究会

戦前、戦後といった時代を画する言葉、「震災前」「震災後」も同じような言葉になるかもしれない、という意見があります。昨今、やはりそのような社会や人の価値観の大きな変化を感じずにはいられません。大震災を契機とせよと主張するつもりはありませんが、この時代の流れの中であって、土地家屋調査士も国家資格者として、意識と姿勢の变革が必要に思われます。それは長く慣れてきた「依頼を待つ」に象徴されるような受身の態勢から、自己の職能をもって新しい仕事に進出する働きかけを経由し、さらに社会にメッセージを発し、尊敬を受ける存在へのステップアップではないか、という気がしています。この新たな地平に立つときに、真に新しい仕事の創出が成るのではないのでしょうか。

昨年10月3日「地籍シンポジウム2010／土地家屋調査士全国大会in Tokyo」において地籍問題研究会が発足しました。その第1回研究会がこの7月31日（日）の土地家屋調査士の日に、東京の日経カンファレンスルームで開催されます。今回の研究会では、研究会の幹事2名による講演のほか、東日本大震災をテーマとした2つのシンポジウムが開かれる予定になっています。

この研究会は、私たち土地家屋調査士に情報をもたらしてくれますが、同時に私たちの意見を発信する一つの基地であり、アンテナでもあります。震災後の資格者というものを考える、また「次」への備え等々に取り組む。会員のみなさんが今回の研究会への参加をその一つのヒントとしていただければ、また「土地家屋調査士の日」をその一つのきっかけとしていただければ幸いです。

東京法務局長表彰を受賞して

飯山支部 江尻 義雄

平成23年5月20日佐久市一萬里温泉ホテルゴールデンセンチュリーで開催されました第63回長野県土地家屋調査士会定時総会において、永年業務に精励、制度の発展と法務行政の運営に寄与したとして、東京法務局長より表彰を頂きました。大変光栄に思っておりますが、これもひとえに調査士の仲間の皆様の暖かいご指導の賜物と深く感謝しております。

私事、昭和28年4月長野県土地家屋調査士会に登録番号737号で入会し業務を始め、以来今日まで58年が過ぎ、時代の移り変わりが思い出されます。測量器具は、最初馬の尾の毛を張った平板アリダート間縄から始まり、今のトータルステーションに至るまで汗と涙と適量の酒？の平凡な人生でした。今、齢80歳になりホットしていたところ3月12日栄村を震源とした長野県北部地震があり地表が亀裂、崩落、液状化し三角点成果が公表停止となり、分筆測量も当面恒久的地物からの任意座標使用ということになり、長年地域で積み上げてきた国調成果を一気に失い、すべて新規巻きなおしであります。こんなことは全くの想定外でした。私も、老いこ

んではいけない、調査士制度のためにも、地域の復興のためにも、もう少し頑張っていかなければと思っております、調査士の仲間の皆様のいっそうのご指導をお願いすると共に身近な栄村の復興に調査士として出来ることを少しでも支援をして頂きたいと、お願いを申し上げます。本会でも司法書士会と共催で「心配ごと相談」を栄村で8月末まで12回にわたり実施することになり、支援活動を始めております。全会員が見守って頂きたいと思っております。

かなり脱線しましたが、会員の皆様方に受賞のお礼と、お願いを申し上げます。



感謝しています

佐久支部 前田 博志

東京法務局長表彰を頂いた。感謝の2文字に尽きる。壇上にあがり法務局長の言葉に、清らかな風が頭上を吹きぬけているのを感じた。嬉しかった。

総務部理事をしていたので、認知しているが表彰を頂くには2つの要素がある。

第1は、30年間以上に亘って職歴があり、かつ職務に問題が無かったこと。長くやりさえすればよい様なものだが、無事にやるのが近年急に難しくなった。昔は、専門職がやったのだから仕方ない、そのような許され方が社会全般にあったが、近年、社会がクリアになり、全て

において司法をも交えて厳しい対処が用意されている。誰も失敗したくてするのではないが、業務遂行上にはあらゆる爆弾が用意されている。自分たちの瑕疵もあろうが、中には、そこまで私たちに責任があるのですか！と叫びたくなる過酷な事さえある。まるで交通事故に会う様な運の悪ささえ漂う。

そんな中で、叱責される何事も無く、無事に30有余年の職務を全う出来た事は、運の良さも含めて、本当に感謝すべきことで、感慨無量だ。

第2は、土地家屋調査士制度に貢献したこと。平たく言えば役員を歴任しているかという事になる。

2年前の4月に総務部所属の理事に就任した。当初、自分にありもしない能力に慢心して臨んだが、初めての理事会でその自信は木っ端微塵に砕かれて、会長を始めとする役員諸兄の能力の高さに脱帽した。理事会議の質の高さにも敬服し、心から充実した2年間を過ごさせて頂いた。就任早々Ⅷ系設置の祭典があり、泊りがけで邁進できたことが、仲間に入れてもらったようで最高に嬉しかった。

以降、総務部荒井部長のもと、各種細則を作

成したり、初めてのパワーポイントを使って研修会の講師をしたり、燃えに燃えた2年間になった。災害対策委員会にも出向し、こんなこと関係あるのだろうか？と半信半疑にマニュアル作りをしていたが折しも3.11は衝撃的で悲しかった。

私自身、本当に満足できる理事職2年だったので、この受賞に、嬉しさが倍増する。そうであれば決して知り会わなかったはずの20名の友人にも感謝したい。

ご褒美はこちらから土地家屋調査士会に差し上げなければいけないほどなのに、逆に東京法務局表彰を頂きました。本当にありがとうございました。



日調連会長賞を受賞して

長野支部 上原兼雄

この度、平成23年5月20日第63回長野県土地家屋調査士会定時総会の式典において、日調連会長賞表彰の栄誉を賜り、心より関係各位の方々には御礼を申し上げる次第です。

この栄に浴すことが出来たのも調査士会をはじめ、役員の皆様・支部会員の皆様又先輩各位の御指導のお陰と改めて感謝申し上げます。次第です。

土地家屋調査士として事務所を開所し、30年近くなろうとしております。

その間、調査士としての業務内容も大きく様変わりをし、開業当時無我夢中で業務をこなしてきたことも今は懐かしく思い出されます。

近年の目覚ましい測量技術・機器の進歩、土地の専門家として国民から求められる業務内容も益々複雑・高度化しております。

法務局における筆界特定制度また当会においても、裁判外紛争解決制度によるADRセンターの設置と、時代の要請により大きく変化をみましました。

法務局へ登記申請においても、紙書類申請からオンラインによる電子申請になり、60歳を過ぎた身には遅れをとらぬように努力をするのが精一杯のこの頃であります。

平成11年に長野支部長を任し、現在まで長野県土地家屋調査士会の役員として勤めさせて頂き、その間御一緒させていただいた役員の皆様の顔も懐かしく思い出されます。

今回の表彰を期に更に精進し、長野県土地家屋調査士会の役員として、また一会員として更

なる努力を行っていく所存でありますので、今後とも宜しく御指導をお願い申し上げて、受賞の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。



長野地方法務局長表彰を受賞して

伊那支部 井口正義

この度は、思いがけず右表彰をいただき、感謝すると同時に、感慨に浸っているところです。

私の調査士人生も伊那の地で開業してから25年たちました。開業した当時は、法務局の若い職員の方々と親交があり、新年会、忘年会、春にはお花見の宴を場所を替え毎年行っていました。

独身者の集まりでもあったこの会では、誰々が今度結婚するという話があると、「相手はどんな人なの」と一段と盛り上がり、アルコールの量も増えて行きました。公私を区別した付き合いのあったあの時代、懐かしい思い出です。

職員の中にいらした、大物のAさんとYさん、補正もよく付けられたけれど、実調で現場に行くと、意外と優しさが感じられ、ホットして一

緒に帰ってきた日が昨日のことのようです。お二人はお元気でいらっしゃるでしょうか。

一つの事をやってきた御褒美だと思ってありがたくいただくとともに、出会ったすべての人々に感謝したい気持ちで一杯です。

ありがとうございました。



長野県土地家屋調査士会会長感謝状を受賞して

伊那支部 佐藤 昭

長野会の情報伝達に関していくつかお手伝いをしてきたことで、会長から感謝状を戴きました。もともとは自分の為にしてきたことでありまして、感謝状に値するような大層なことではないと思っています。

振り返ってみると、FAXが普及し始めた頃にFAXでは印刷・郵便に替わる情報伝達手段になるとは思えず、パソコン通信の方が情報伝達手段として有望だと思っていました。1983年頃に掲示板用のソフトウェアを自作してパソコン通信のサーバーを運用しました。しかし、その頃は、ごく一部の人達だけがパソコン通信を利用しているだけであって、おたくだとかゲーム少年であるかのように見られていました。調査士さま達では、測量計算以外にはコンピューターが使われていない状況であったと記憶しています。大阪会でパソコン通信のサーバーが立ち上がったのですが、一握りの人しか利用しなかったようです。

その後TCP/IPの急速な普及とパソコンの需要拡大によりインターネット通信が普及し始めました。どんなパソコンでもどんなOSでもTCP/IPが使えるというのはパソコン通信と格闘した者にとっては夢のような状況でした。1993年頃からインターネットから情報を取るように

なりましたが、その頃のネックは電話回線使用料とサービスプロバイダーの料金でした。これらのネックがだんだんに解消され2001年になって、当時の副会長がIT委員会をスタートさせ、私にお呼びが掛かりました。そのときにレンタルサーバーの利用を進言しまして、以来レンタルサーバーの管理を続けてきました。

自分が長野会の最新情報をできるだけ早くまた安価に得る方法を常に考えてきた訳であり、総て自分の為でありました。会員専用ページの利用者も8割になり、電子メールの利用者も8割を超えるようになったということは、インターネットによる情報伝達方法が、おたくとかゲーム少年のやり方と違うということの証明であると思います。私もやっておたくでなくなったと安心しているこの頃です。でもいつまでもゲーム少年で居たいです。



早朝の散歩

飯山支部長 小林孝夫

「おはようございま〜す」と早朝の散歩。我が家の愛犬さくらが3月25日に亡くなり13年間のさくらとの散歩を終えた。

春先のためか我輩の腹もだいぶメタボっばい。飯山支部会員も数人は完全なメタボ。これじゃいい仕事ができない、まずは基礎体力からと始めた。

自宅から東山公園の如法寺観音堂までの往復約40分程度である。東山公園は昔から桜の名所であり近年公園として大分整備され、観光案内ではないが如法寺、霊閑寺、無相大師弘法堂のほか、中野市土人形資料館、めぐり逢いの丘等があり、また山頂鴨ヶ岳へのトレッキングコースも整備されており1000回以上登頂する人も多数いる名所であります。

公園入口から観音堂まで急傾斜な石段・石畳が続くが心肺の高鳴りを無視して一気に歩き登る。ちょっときついが気持ち晴れる。

祈願であるが最初の頃は家族が健康でありま

すように。景気がよくなりますように。ゴルフがもっと上手くなりますように。ほかあれこれ。最近では生かされている事にただ感謝、感謝。無の境地である。

お天道様のエネルギーを胸いっぱい吸い込む。うーむ燃えるようだ。向こうから真っ赤なスウェットに深くかぶったバイザーの子がやって来る。顔はよく見えないが白い肌、そしてピアス。「おはようございます」と声をかけられ、我輩も「おはようございま〜す」と弱冠声が裏がえる。このときめきがいい。

健康ブームで既に多数の会員さんも実行されていると思われるが、散歩を続けてみて最近身体が疲れなくなった。好調である。

但し書。体調が良いからとお酒（特に生酒）の飲みすぎには注意しましょう。時に大虎になる事もあります。知る方のみに、反省・陳謝そして感謝。



如法寺観音堂の急傾斜な石段



めぐり逢いの丘

お知らせコーナー

平成23年度 第1回 全体研修会のお知らせ

平成23年8月24日（水）

於 岡谷市文化会館（カノラホール）

- ・相馬弘昭 弁護士による「土地家屋調査士に必要な民事法の基礎知識と倫理」の総集編

日 調 連 発 第 3 2 号
平成23年4月25日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

連合会ホームページ「会員の広場」について（通知）

当連合会では、連合会ホームページ「会員の広場」（以下「会員の広場」という。）の改良を進めてまいりましたところ、この度、「会員の広場」へアクセスするためのID及びパスワードの登録方法をリニューアルすることといたしました。

つきましては、別紙のとおり改良内容等について通知いたしますので、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、連合会ホームページにおいても、この旨周知することといたしております。

別紙

1 改良内容について

関係する事項	改良前	改良後
(1) ID	土地家屋調査士登録番号(6桁)	任意(会員が自由に決定) ※半角英数字11文字以内
(2) パスワード	システムが決定	任意(会員が自由に決定) ※半角英数字8文字以上20文字以内、英数字混在必須
(3) ID・パスワード送信方法	名簿確認後、1～2日程度で、手動でメール配信	システム照会后、自動メール配信
(4) ID・パスワードを忘れた場合の対応	システムによる自動配信又は名簿等確認後、1～2日程度でメール・FAX・電話で連絡	システム照会后、自動メール配信
(5) ID・パスワード変更方法	IDは変更不可。パスワード変更及び再発行は、自動メール配信	システム照会后、自動メール配信

2 運営開始日：平成23年5月10日(火)

3 ID・パスワード等登録開始日：平成23年5月9日(月)

※ 登録されたID及びパスワードによって、「会員の広場」へアクセスできるのは、平成23年5月10日(火)からとなります。

4 留意事項

- (1) 平成23年5月10日(火)からは、従来のID及びパスワードはご利用になることができません。連合ホームページ「会員の広場」において改めて新規登録を行ってください。
- なお、従来のID及びパスワードによってアクセスしようとした場合、新規登録画面へご案内いたします。
- (2) ID及びパスワードは、申請者が任意に決定することができます。
- (3) メールアドレスを変更した場合は、「会員の広場」に登録されたメールアドレスの変更をお願いします。
- (4) 新しく登録したID及びパスワードを忘れた場合、登録されているメールアドレスへ自動配信されます。
- (5) 各土地家屋調査士会事務局用のID及びパスワードにつきましては、事前に登録いたしましたので、別途連絡します。「会員の広場」へのアクセスを確認いただきました後、パスワードを変更してください。(IDも変更可能です。)

日 調 連 発 第 3 0 号
平成23年4月25日

各土地家屋調査士会長 殿
連 合 会 役 員 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省運営の申請用総合ソフトのバージョンアップについて(お知らせ)

本年2月14日に運用が開始された登記・供託オンライン申請システムで利用される申請用総合ソフトについては、法務省が運営しているホームページ「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと 供託ねっと」において、これまでに1.3Bまでのバージョンが公開されておりましたが、本月22日から新しいバージョン(1.4A)が公開されております。

同ホームページにおいては、本バージョンアップについて、5月1日(日)以降に1.3Bより前のバージョンの申請用総合ソフトを利用の場合、申請用総合ソフトの再インストールが必要となりますので、本月30日(土)午後11時までにバージョンアップを行うよう周知されておりますので、参考までにお知らせします。

なお、本内容の詳細につきましては、下記URLに掲載されておりましてを申し添えます。

記

http://www.touki-kyoutaku-net.mo.l.go.jp/information/info_201104.html

日 調 連 発 第 3 8 号
平 成 2 3 年 5 月 2 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律等について

標記の件につきまして、法務省民事局民事第二課から別添のとおり事務連絡（被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除特例について）がありましましたので、送付します。つきましては、貴会会員への周知方お願いいたします。

事 務 連 絡
平 成 2 3 年 4 月 2 8 日

日本司法書士会連合会 御中
日本土地家屋調査士会連合会 御中

法務省民事局民事第二課

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律等について
標記の件につき、昨日、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）が公布・施行され、登録免許税を免除する特例が設けられました。

その概要について、法務局及び税務署においてホームページに別添資料を掲出することとしておりますので、参考送付します。つきましては、貴会会員への周知について、よろしくお取り計らい願います。

日 調 連 発 第 4 7 号
平 成 2 3 年 5 月 1 3 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

東日本大震災の被災者に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令等の公布・施行について（お知らせ）

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、標記政令及び同省令が本月13日に公布・施行されましたのでお知らせします。なお、参考までに官報の写し及び法務省民事局作成の資料を送付します。おあって、貴会会員への周知方につきご配意のほどよろしくお願いいたします。

登録免許税の免除特例について

東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の

この度の東日本大震災により被災された皆様は、心からお見舞い申し上げます。
平成23年4月27日に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が公布・施行され、登録免許税を免除する次の特例が設けられましたので、その概要をお知らせします。

1 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除

東日本大震災により住宅や工場などの建物に被害を受けた方（法人を含みます。）が、滅失した建物に代わるものとして新築若しくは取得をした建物の所有権の保存・移転の登記又はその建物の敷地の用に供する土地の所有権（地上権・賃借権）の移転（設定）の登記で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に受けるものについては、一定の要件の下、登録免許税が免除されます^①。

また、この免税措置の特例の適用を受ける土地・建物の新築又は取得のための資金の貸付けが行われる場合における抵当権の設定の登記についても、上記の登記と同時に受けるものに限って、登録免許税が免除されます。

① この免税措置の適用を受けるためには、登記の申請書に、被災証明書などを添付しなければなりません。

2 被災した船舶・航空機の再建造等に係る登録免許税の免除

東日本大震災により船舶・航空機に被害を受けた方（法人を含みます。）が、滅失した船舶・航空機に代わるものとして建造又は取得をした船舶の所有権の保存・移転の登記又は航空機の新規・移転登録で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に受けるものについては、一定の要件の下、登録免許税が免除されます^②。

また、この免税措置の特例の適用を受ける船舶・航空機の建造又は取得のための資金の貸付けが行われる場合における抵当権の設定の登記・登録についても、上記の登記・登録と同時に受けるものに限って、登録免許税が免除されます。

② この免税措置の適用を受けるためには、登記・登録の申請書に、被災証明書などを添付しなければなりません。

○ ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの法務局又は税務署におたずねください（航空機の登録に関する場合は、国土交通省（航空局 03-5253-8111（内線 48146））におたずねください。）。

平成23年4月 税務署・法務局

東日本大震災で被災した建物、船舶に係る
登記手数料の免除の特例について

この度の東日本大震災により被災された皆様、心からお見舞い申し上げます。
平成23年5月13日に「東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付に関する特例の特例に関する政令」が公布・施行され、登記事項証明書等の交付請求（オンライン交付請求を除く。）に関する手数料を免除する特例が設けられましたので、その概要をお知らせいたします。平成23年5月16日から、最寄りの法務局において、特例による請求ができます。

1 登記手数料が免除される方

- ・東日本大震災によりその所有する建物又は賃借権を有する建物に被害を受けた方
- ・東日本大震災によりその所有する船舶又は賃借権を有する船舶に被害を受けた方

2 登記手数料の免除の対象となる不動産・船舶

- ・東日本大震災により被害を受けた建物（被災建物）
- ・被災建物の敷地
- ・被災建物に代わるものとして新築又は取得をした建物（被災代替建物）
- ※被災建物の敷地に新築する場合は、他の土地に新築又は取得をする場合を含みます。
- ・被災代替建物の敷地
- ・東日本大震災により被害を受けた船舶（被災船舶）
- ・被災船舶に代わるものとして建造又は取得をした船舶（被災代替船舶）

3 登記手数料の免除の対象となる証明書等（オンライン交付請求は除きます。）

- ・登記事項証明書
- ・地図、建物所在図又は地図に準ずる図面の全部又は一部の写し
- ・土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面又は各階平面図の全部又は一部の写し

4 登記手数料の免除の対象となる請求をする場合に提示が必要な書面

不動産・船舶の種類	提示が必要な書面
被災建物とその敷地 被災代替建物とその敷地	① 登記事項証明書や被災証明書など （請求人の所有又は賃借する建物が東日本大震災により被害を受けたことについての市町村長の証明書） ② 被害を受けた建物の所有者又は賃借人の相続人が請求する場合には、戸籍謄本など
被災船舶 被災代替船舶	① 以下のいずれかに該当する書面 ・船舶登録事項証明書（採消） ・海難証明 ・り災証明書や被災証明書など ② 被害を受けた船舶の所有者又は賃借人の相続人が請求する場合には、戸籍謄本など

5 登記手数料の免除の対象となる請求ができる期間

- ・平成33年3月31日まで
- ただし、被災代替建物とその敷地、被災代替船舶については、被災者等が被災代替建物、船舶の登記名義人（又は表題部所有者）となった日から1年間に限りです。

日 調 連 発 第 号
平成23年5月12日

各土地家屋調査士会長 殿
連 合 会 役 員 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省民事局民事第二課長依命通知の送付について（通知）

法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長あての依命通知が下記のとおり発せられましたので、参考のため通知します。

なお、同依命通知は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律等の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いにおける留意事項が示されたものであり、主な事項は、①東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等の免税措置、②①の適用を受ける建物の新築又は取得の資金の貸付け等に係る抵当権の設定の登記の登録免許税の免税措置、③東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税措置、④③の適用を受ける土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得のための資金の貸付け等に係る抵当権の設定の登記の登録免許税の免税措置、⑤登記の申請情報の記載、⑥課税額の算定方法等となっております。

記

平成23年4月28日付け法務省民二第1082号 法務省民事局民事第二課長依命通知
「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴う不動産登記事務及び船舶登記事務の取扱いについて（依命通知）」



法務省民二第1082号
平成23年4月28日

法務局民事行政部長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴う不動産登記事務及び船舶登記事務の取扱いについて（依命通知）

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）が本年2月27日に公布・施行されましたが、これに伴う不動産登記事務及び船舶登記事務の取扱いについては、下記の事項に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律を、「令」とあるのは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令を、「規則」とあるのは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則をそれぞれ指します。

記

第1 東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等の免税措置（法第39条第1項関係）

東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存又は移転の登記については、次の要件の下に、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さないこととされた。

1 被災証明を受けていること

この免税措置の対象となるためには、東日本大震災によりその所有する建物

に被害を受けた被災者（法人を含む。以下、第1から第3まで及び第6において「被災者」という。）又は被災者の相続人その他の政令で定める者が東日本大震災により被災者の所有する建物に被害を受けたことにつき、当該建物の所在地の市町村長から証明を受けた場合でなければならない（令第30条第1項及び第2項）。

したがって、被災者本人が登記の申請をする場合のほか、当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人（以下、第1において「相続人」という。）又は合併法人（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下同じ。）若しくは分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下同じ。）（以下、第1、第3及び第6において、被災者を含めてこれらの者を総称する場合は、「被災者等」という。）が登記の申請をする場合であっても、法第39条第1項の規定の適用を受けようとするときは、その登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて、別紙様式1によるり災証明書（以下「り災証明書」という。）を提供しなければならない（規則第15条第1項）。

2 被災者等が登記を受けること

法第39条第1項の規定により登録免許税が課されないのは、被災者本人が登記を受ける場合のほか、被災者が死亡した場合又は合併により消滅した場合若しくは分割により東日本大震災により被害を受けた建物に係る事業に關する権利義務を承継させた場合において、当該被災者の相続人又は当該合併に係る合併法人若しくは当該分割に係る分割承継法人が登記を受けるときが含まれる（令第30条第2項）。

相続人又は合併法人若しくは分割承継法人は、被災者の死亡又は合併による消滅若しくは分割によって権利義務を承継した者に限られ、権利義務を一旦承継した相続人又は合併法人若しくは分割承継法人から、更に相続又は合併若しくは分割により権利義務を承継した者を含まない。

被災者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が法第39条第1項の規定の適用を受けようとするときは、その登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて、登記所に当該相続人の戸籍の謄本又は当該合併法人若しくは当該分割承継法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が当該相続人又は当該合併法人若しくは当該分割承継法人に該当することを証する情報を提供しなければならない（規則第15条第2項）。ただし、代理人の権限

の貸付けに係る債権（当該保証に係る求償権を含む。）又はその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該建物の目的とする抵当権の設定の登記については、当該建物の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けるものに限る。登録免許税を課さないこととされた。

この規定の適用を受けるには、法第39条第1項の規定の適用を受ける建物の所有権の保存又は移転の登記の申請と連続して抵当権の設定の登記の申請をすることを要する。この場合において、当該抵当権の被担保債権が貸付けに係る債権又は債務の保証に係る求償権であるときは、当該建物の新築又は取得のための資金の貸付け又は当該貸付けに係る債務の保証であるものとして取り扱って差し支えない。

なお、根抵当権の設定の登記については、法第39条第2項の規定は適用されない。

第3 東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税措置（法第40条第1項関係）

被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記については、次の要件の下に、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に登記を受けるものに限る。登録免許税を課さないこととされた。

- 1 被災代替建物の敷地の用に供される土地であること
被災代替建物であることについての要件等は第1の1から3までのとおりであり、当該被災代替建物の敷地の用に供される土地には、「被災代替建物とその敷地の用に供されている土地を同時に取得する場合における当該土地」（下記（1））と「敷地の用に既に供されている土地」（下記（2））が含まれる。

この要件に關しては、登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げた証明書類を提供しなければならないこととされている。

（注）当該被災代替建物の敷地の用に供される土地が「被災代替建物とその敷地の用に供されている土地を同時に取得する場合における当該土地」である場合には、下記（1）及び（2）に掲げた証明書類の提供を要しない。

- (1) 被災代替建物の敷地の用に供される見込みである土地（被災代替建物の表題登記のみがされている場合を含む。）

を証する情報として提供された登記事項証明書等で合併若しくは分割の事実が判明するときは、これを援用して差し支えない。また、不動産登記規則第36条第1項に該当するときは、当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することとを証する情報の提供を省略して差し支えない。

- 3 被災建物等の代替建物であること
法第39条第1項により登録免許税が課されないのは、東日本大震災により滅失した建物又は当該震災により損壊したため取り壊した建物（以下「滅失建物等」という。）に代わるものとして新築又は取得をした建物であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する建物の所有権の保存又は移転の登記である。

- (1) 東日本大震災に際し被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が適用された市町村の区域内に所在する建物（令第30条第3項ただし書）
東日本大震災に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村は、別添1のとおりである。

- (2) 上記(1)に該当しない場合の次の建物

ア 個人が新築又は取得をした住宅用の建物（令第30条第3項第1号）
この場合における住宅用の建物は、その登記記録の表題部に記録された主である建物の種類が居宅、寄宿舎又は共同住宅（社宅などこれらの種類に類するもの及びこれら以外の種類とこれらの種類以外の種類がともに記録されているものを含む。）とされているものに限られる（規則第15条第3項）。

イ 上記以外の建物で滅失建物等の代替建物であることの証明を受けた建物（令第30条第3項第2号）

この場合には、登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて、滅失建物等の代替建物であることについての主務大臣の証明情報（別紙様式2参照）を提供しなければならない（規則第15条第4項）が、上記アと異なり、建物の種類は問わない。

- 2 なお、主務大臣の証明については、別添2のとおりとする。
法第39条第1項の規定の適用を受ける建物の新築又は取得の資金の貸付け等に係る抵当権の設定の登記の登録免許税の免税措置（法第39条第2項関係）
法第39条第1項の規定の適用を受ける建物（以下「被災代替建物」という。）が新築又は取得のための資金の貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるそ

- (昭和37年法律第69号)第1条に規定する建物である場合にあっては、専有部分の床面積(当該専有部分の属する建物に共用部分があるときは、区分所有者のそれぞれの専有部分の床面積の割合により当該共用部分の床面積を按分して計算した面積を含む。)に6(個人が新築又は取得をした住宅用の建物(令第30条第3項第1号)にあっては、2)を乗じて計算した面積
- ② 滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積
- (2) この面積要件については、登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて、滅失建物等の床面積の合計又は滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積を明らかにする書類を提出しなければならないこととされており、この書類によって確認することとなる(規則第16条柱書き)。この書類に該当するものとしては、次のようなものが考えられる。
- ア 滅失建物等の床面積の合計を明らかにする書類
- (7) 滅失建物等の登記事項証明書
- 当該滅失建物等の登記事項証明書に記載されている床面積の合計
- (4) 固定資産評価通知書等固定資産評価関係書類
- 固定資産評価通知書に記載されている床面積の合計
- (7) 災証明書
- 災証明書に滅失建物等の床面積の記載がされている場合は、そのり災証明書
- (5) 建築確認通知書等建築確認関係書類
- 建物が未登記である場合は、建築確認通知書や建築確認概要書などの書面の提出が見込まれる。
- イ 当該滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積を明らかにする書類
- (7) 滅失建物等の登記事項証明書及び土地の登記事項証明書
- 当該滅失建物等の所在欄に記載されている土地についての登記されている地積の合計
- (4) 固定資産評価通知書等固定資産評価関係書類
- 固定資産評価通知書に記載されている建物の所在欄に記載されている土地についての登記地積又は現況地積
- (7) 建築確認通知書等建築確認関係書類及び土地の登記事項証明書

- ア 滅失建物等の災証明書(規則第16条第1号イ)
- イ 被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地であることを明らかにする書類(規則第16条第1号ロ)
- 法第40条第1項の規定により登録免許税が課されないためには、当該土地の上に被災代替建物に該当する建物が建築される見込みであることが必要であり、具体的には、建物請負契約書や建築図面の写し、請負業者や建築士からの建築の依頼を受けていることの証明などで、建築見込みの被災代替建物の種類が明記されているものなどがこれに該当すると考えられる(被災代替建物の表題登記のみがされている場合には、表題登記をした際の登記完了証が考えられる。)
- (2) 被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地
- ア 滅失建物等の災証明書(規則第16条第2号イ)
- イ 被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地であることを明らかにする書類(規則第16条第2号ロ)
- この「被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地」という要件に関しては、当該被災代替建物について、法第39条第1項の適用を受けている必要があることから、その点の確認をすることができ書類であることが必要である。
- 例えば、当該被災代替建物についての所有権の保存又は移転の登記を受けた際の登記完了証、あるいは、当該登記についての申請の受付の年月日及び受付番号の情報等が該当すると考えられる。
- ウ 当該土地に係る被災代替建物が「滅失建物等の代替建物であること」の証明を受けた建物(令第30条第3項第2号。具体的には、個人が新築又は取得をした住宅用の建物以外の建物をいう。))である場合には、滅失建物等の代替建物であることについての主務大臣の証明情報(上記第1の3(2)イ参照)の写し(規則第16条第2号ハ)
- 2 土地の面積が「滅失建物等の床面積の合計×6(又は2)」と「滅失建物の敷地の用に供されていた土地の面積」のいずれか大きい面積を超えないこと
- (1) 法第40条第1項に規定する面積については、令第31条において具体的に規定され、次の面積のいずれか大きい面積までの部分に限り、登録免許税を課さないこととされている。
- ① 滅失建物等の床面積の合計(当該建物が建物の区分所有等に関する法律

建築確認通知書に記載された敷地面積あるいは建築確認検査済証に記載された建築場所及び当該土地についての登記事項証明書記載の面積
 なお、本依命通知に基づく取扱いは、本措置が未曾有の大災害の被災者等に
 に係る特例として設けられたものであることを踏まえ、過度に厳格な確認と
 ならないよう配慮する必要があるが、登記事項証明書以外の書面については、
 その信憑性が疑われるなど特段の事情がある場合に限り、登記事項の確認等
 をすることとする。

また、本規定は、「いずれか大きい面積」とされているところ、申請人が
 一方の面積しか提供されない場合には、その申請に係る面積が大きい面積
 であると考れば足り、必ずしも両方の面積を提供させ、比較することまで
 は要しない。

なお、この「いずれか大きい面積」を超える場合には、その超える部分に
 ついては免税の対象とはされない（「いずれか大きい面積」までの部分が免
 税の対象となる。）。

第4 法第40条第1項の規定の適用を受ける土地の所有権又は地上権若しくは賃
 借権の取得のための資金の貸付け等に係る抵当権の設定の登記の登録免許税の
 免税措置（法第40条第2項関係）

法第40条第1項の規定の適用を受ける土地（第3の1を参照）の所有権又
 は地上権若しくは賃借権の取得のための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保
 証を含む。）が行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる
 場合におけるその貸付けに係る債権（当該保証に係る求償債権を含む。）又は
 その賦払金に係る債権を担保するために受ける当該土地を目的とする抵当権の
 設定若しくは移転の登記については、当該土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の
 設定若しくは移転の登記と同時に受けるものに限る。登録免許税を課さないこ
 ととされた。

この規定の適用を受けるには、法第40条第1項の規定の適用を受ける土地
 の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記と連続し
 て抵当権の設定の登記の申請をすることを要する。この場合において、当該抵
 当権の被担保債権が、貸付けに係る債権又は債務の保証に係る求償権であると
 きは、当該建物の新築又は取得のための資金の貸付け又は当該貸付けに係る債
 務の保証であるものとして取り扱って差し支えない。

なお、根抵当権の設定の登記については、法第39条第2項の規定は適用さ

れない。
 第5 登記の申請情報の記載
 以下の例を参考として取り扱う。

1 所有権の保存又は移転の登記
 (1) 敷地権の表示の登記がされている建物であって不動産登記法第74条第2
 項の規定により申請する場合

法第39条第1項の規定の適用を受ける建物の表示の下に、「建物につい
 ては東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
 （又は平成23年法律第29号）第39条第1項により非課税」のように記
 載する。

(2) 法第39条第1項の規定の適用がある建物とその他の特例の適用のない土
 地又は建物とを同一の申請情報で申請する場合

法第39条第1項の規定の適用を受ける建物の表示の下に、「東日本大震
 災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成23年
 法律第29号）第39条第1項により非課税」のように記載する。

(3) 法第40条第1項の適用のある土地とその他の特例の適用のない土地又は
 建物とを同一の申請情報で申請する場合

法第40条第1項の規定の適用を受ける土地の表示の下に、「東日本大震
 災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成23年
 法律第29号）第40条第1項により非課税（あるいは、一部非課税）」の
 ように記載する。

2 抵当権の設定の登記
 登録免許税の欄に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
 に関する法律（又は平成23年法律第29号）第39条第2項（あるいは、第
 40条第2項）」のように記載する。

第6 課税額の算定方法
 東日本大震災の被災者等が被災代替建物に代わる建物の敷地の用に供する土
 地を取得した場合の所有権の移転登記等については、免税措置が採られること
 となるが（法第40条第1項）、具体的には次のようになる。

1 被災代替建物の敷地の用に供される土地の面積が令第31条に規定する面積
 （非課税限度面積）を超えない場合
 この場合は、非課税となる。

事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するものその他の財務省令で定める書類（以下「被災証明書類」という。）を受けた場合でなければならぬ（令第32条第1項）。

したがって、被災者本人が登記の申請をする場合のほか、当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人（以下、第7において「相続人」という。）又は合併法人若しくは分割承継法人（以下、第7において被災者を含めてこれらの者を総称する場合は、「被災者等」という。）が登記の申請をする場合であっても、法第41条第1項の規定の適用を受けようとするときは、その登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて、被災証明書類を提供しなければならぬ（規則第17条第1項）。

被災証明書類は、以下のうちいずれか一つを提供すれば足りる（規則第17条第2項）。

- ① 船舶原簿に記載されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するもの
- ② 漁船原簿の簿本で当該漁船の登録が抹消された事実を証するもの
- ③ 船員法（昭和22年法律第100号）第19条の規定による報告（船舶の滅失等に限る。）に関する書類の写しで船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第15条の地方運輸局長の証明があるもの
- ④ 船舶につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類

2 被災者等が登記を受けること

法第41条第1項の規定により登録免許税が課されないのは、被災者本人が登記を受ける場合のほか、被災者が死亡した場合又は合併により消滅した場合若しくは分割により東日本大震災により被害を受けた船舶に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合において、当該被災者の相続人又は当該合併に係る合併法人若しくは分割に係る分割承継法人が登記を受けるときが含まれる（令第32条第2項）。

相続人又は合併法人若しくは分割承継法人は、被災者の死亡又は合併による消滅若しくは分割によって権利義務を承継した者に限られ、権利義務を一旦承継した相続人又は合併法人若しくは分割承継法人から、更に相続又は合併若しくは分割により権利義務を承継した者を含まない。

被災者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が法第41条第1項の規定の適用を受けようとするときは、その登記の申請情報又は申請情報を記載し

2 被災代替建物の敷地の用に供される土地の面積が令第31条に規定する面積（非課税限度面積）を超える場合

- (1) 被災代替建物の敷地の用に供される土地が1筆の土地の場合

当該土地の価額のうち、令第31条に規定する面積の部分の価額を除いた価額を課税標準とする。

(例) 当該土地が300平方メートルであって、その固定資産課税台帳に登録された不動産の価格が600万円の場合において、令第31条に規定する面積が200平方メートルの場合

<算出方法>

$$(600万円 \div 300m^2) \times (300m^2 - 200m^2) = 200万円 \text{ (課税標準)}$$

- (2) 被災代替建物の敷地の用に供される土地が複数の場合

当該複数の土地を1筆として見た上で、上記(1)の方法により算出した額を課税標準とする。

(例) 当該複数の土地が次のとおりで、令第31条に規定する面積が200平方メートルの場合

- A 土地 300平方メートル 固定資産課税台帳登録価格 600万円
- B 土地 400平方メートル 固定資産課税台帳登録価格 800万円
- C 土地 500平方メートル 固定資産課税台帳登録価格 1,000万円

<算出方法>

$$\{ (600万円 + 800万円 + 1,000万円) \div (300m^2 + 400m^2 + 500m^2) \} \times (300m^2 + 400m^2 + 500m^2) - 200m^2 = 2,000万円 \text{ (課税標準)}$$

第7 東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした船舶に係る所有権の保存登記等の免税措置（法第41条第1項関係）

東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした船舶に係る所有権の保存又は移転の登記については、次の要件の下に、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さないこととされた。

1 被災証明書類の交付を受けていること

この免税措置の対象となるためには、東日本大震災によりその所有する船舶に被害を受けた被災者（法人を含む。以下第7において「被災者」という。）又は被災者の相続人その他の政令で定める者が東日本大震災により被災者の所有する船舶に被害を受けたことにつき、当該船舶の船舶原簿に記載されている

災害生活再建支援法が適用された市町村以外の市町村を船籍港とするものであっても、法第41条第1項の適用を受けることができる。この場合には、登記の申請情報又は申請情報を記載した書面と併せて、滅失船舶等の代替船舶であることについての主務大臣の証明情報（別紙様式3参照）を提供しなければならぬ（規則第17条第4項）。

第8 法第41条第1項の規定の適用を受ける船舶の建造又は取得の資金の貸付けに係る抵当権の設定の登記の登録免許税の免税措置（法第41条第2項関係）
 法第41条第1項の規定の適用を受ける船舶（第7を参照）の建造又は取得のための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はその対価の支払いが賦私の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権（当該保証に係る求償債権を含む。）又はその賦私金に係る債権を担保するために受ける当該船舶を目的とする抵当権の設定の登記については、当該船舶の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けるものに限って、登録免許税を課さないこととされた。

この規定の適用を受けるには、法第41条第1項の規定の適用を受ける船舶の所有権の保存又は移転の登記の申請と連続して抵当権の設定の登記の申請をすることを要する。この場合において、当該抵当権の被担保債権が、貸付けに係る債権、債務の保証に係る求償債権であるときは、当該船舶の建造又は取得のための資金の貸付け又は当該貸付けに係る債務の保証であるものとして取り扱って差し支えない。

なお、根抵当権の設定の登記については、法第39条第2項の規定は適用されない。

第9 登記申請情報の記載

以下の例を参考として取り扱う。

- 1 所有権の保存又は移転の登記
 登録免許税の欄に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成23年法律第29号）第41条第1項により非課税」のように記載する。
- 2 抵当権の設定の登記
 登録免許税の欄に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（又は平成23年法律第29号）第41条第2項により非課税」のように記載する。

た書面と併せて、登記所に当該相続人の戸籍の謄本又は当該合併法人若しくは当該分割承継法人の登記事項証明書その他の適用を受けようとする者が当該相続人又は当該合併法人若しくは当該分割承継法人に該当することを証する情報を提供しなければならぬ（規則第17条第3項）。ただし、代理人の権限を証する情報として提供された登記事項証明書等で合併又は分割の事実が判明するときは、これを援用して差し支えない。また、船舶登記規則（平成17年法省令第27号）第49条で準用する不動産登記規則第36条第1項に該当するときは、当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することを証する情報の提供を省略して差し支えない。

3 滅失した船舶等の代替船舶であること

法第41条第1項により、登録免許税が課されないこととなる登記は、東日本大震災により滅失した船舶又は当該震災により損壊したため取り壊した船舶（以下「滅失船舶等」という。）に代わるものとして建造又は取得をした船舶であって、次の(1)から(3)までのうちいずれかに該当する船舶の所有権の保存又は移転の登記である。

- (1) 個人が建造又は取得をした船舶（令第32条第3項第1号）
 個人が建造又は取得をした船舶について登記を受ける場合には、その船舶が東日本大震災に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村以外の市町村を船籍港とするものであっても、その船舶を滅失船舶等に代わるものとして取り扱って差し支えない。したがって、この場合には、登記の申請情報に滅失船舶等の代替船舶であることを証明する情報を併せて提供することを要しない。
- (2) 法人が建造又は取得をした船舶であって当該船舶の船籍港が東日本大震災に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内である船舶（令第32条第3項第2号イ）
 東日本大震災に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村は、別添1のとおりである。
- (3) 法人が建造又は取得をした船舶（(2)に掲げるものを除く。）であって滅失船舶等の代替船舶であることの証明を受けた船舶（令第32条第3項第2号ロ）
 滅失船舶等に代わるものとして建造又は取得をした船舶であることにつき主務大臣の証明を受けた船舶については、その船舶が東日本大震災に際し被

別紙様式1

東日本大震災に係るり災証明申請書

下記の建物の所有者が当該建物に被害を受けた者であることを証明を申請します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

市 町 村 長 殿 (申請者)	住所 (所在地) 氏 名 (名 称)
建物	在 所 (所在地) 所有者の氏名 (名 称)
建物の床面積 (判明する場合はのみ記載)	
建物の所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 合併法人 <input type="checkbox"/> 分割承継法人
(証明番号) 第	号
上記のとおり相違ないことを証明する。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日 市 町 村 長 印	

(備考)

1. 申請者は、必要事項を記入の上、被害を受けた建物が所在していた市町村の窓口に出していただく。
2. 点線から下の部分は市町村において記入しますので、申請者は記入しないでください。

別 添 1

**東日本大震災に係る
被災者生活再建支援法の適用地域**

平成23年4月28日現在

都道府県名	該当市町村
青森県	県内全域
岩手県	県内全域
宮城県	県内全域
福島県	県内全域
栃木県	県内全域
茨城県	県内全域
千葉県	県内全域
新潟県	十日町市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内群栄村

別紙様式2

滅失建物等の代替建物であることの証明書

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第15条第4項の規定に基づき、下記の建物が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第30条第3項第2号の規定に該当するものである旨の証明を申請します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

主 務 大 臣 殿

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称)

記

(建物の表示) 所 在
家屋番号 類 造 積
種 構 床 面 積

(証明番号) 第 号

上記建物は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第30条第3項第2号の規定に該当するものである旨を証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

主 務 大 臣 印

別紙様式3

滅失船舶等の代替船舶であることの証明書

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第17条第4項の規定に基づき、下記の船舶が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第32条第3項第2号ロの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

主 務 大 臣 殿

申請者 所在地
名称

記

(船舶の表示) 船 名
船舶の種類
船 籍 港
船 質 数
総 ト ン 数

(証明番号) 第 号

上記船舶は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第32条第3項第2号ロの規定に該当するものである旨を証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

主 務 大 臣 印

別 添 2
登録免許税の建物の免税措置に係る主務大臣の証明について

被災者生活再建支援法の適用地域外で、建物（居住用を除く。）を新築又は取得した場合は主務大臣の証明については、次のとおりとする。

1 建物の代替性の確認について

(1) 被災建物の確認

建物が東日本大震災により被災したかどうかは市町村長の発行する証明書の写しにより確認する。

(2) 代替建物の確認

① 同一敷地での代替建物の取得

被災建物の所在地と代替建物の所在地が同一であることを次のイ及びロにより確認する。

イ 申請者の申立て

ロ 請負契約書等の関係書類

② ①以外の場合

被災建物が東日本大震災により滅失したこと若しくは損壊したため取り壊されたこと及び申請時に被災建物の敷地に申請者所有の建物が存在しないこと若しくは建設中でないことを次のイ及びロにより確認する。

イ 申請者の申立て

ロ 被災建物の閉鎖登記簿謄本、その敷地が譲渡されている場合には譲渡契約書又はその登記簿謄本、その敷地が賃貸されている場合には賃貸契約書等の関係書類

したがって、申請者から同一の主務大臣に対し、同一の被災建物について、複数の証明申請があるかどうかの確認は要するが、申請者が他の場所でのような建物を取得しているかどうかの確認は要しない。また、被災建物と代替建物の質的代替性は問わない。

2 主務大臣について

主務大臣は、申請者の営む主たる事業を所管する大臣とする。

各省申請先の管轄一覧

農林水産省	〔東北農政局〕 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 〔関東農政局〕 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
国土交通省	〔東北地方整備局〕 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 〔関東地方整備局〕 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 〔北海道運輸局〕 北海道 〔東北運輸局〕 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 〔関東運輸局〕 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
経済産業省	〔東北経済産業局〕 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 〔関東経済産業局〕 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

主務大臣の証明書の主な申請先の一覧

所管省庁	業 種	〔申請先〕
厚生労働省	飲食店、理美容業、洗濯業、旅館業（登録ホテル・旅館を除きます。） 〔厚生労働省健康局生活衛生課〕 東京都千代田区霞が関1-2-2 ℡ 03-3595-2301 病院・診療所 〔同省医政局指導課〕 ・薬局（医薬食品局総務課） ・店舗販売業（同上） ・医療機器の販売業・賃貸業（医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室） ・医薬品・医薬部外品・化粧品又は医療機器の製造業（医政局経済課） ・医療機器の修理業（同上） ・卸売販売業（同上）	
農林水産省	農業、林業、水産業、食料品製造業、飲食品卸売・小売業、その他農林水産関連業 〔東北農政局企画調整室〕 仙台市青葉区本町3-3-1 ℡ 022-263-0564 〔関東農政局企画調整室〕 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 ℡ 048-740-0304	
国土交通省	建設業、測量業、建設コンサルタント、地質調査業、補償コンサルタント、宅地建物取引業等 営業所の所在地を管轄する北海道開発局又は地方整備局の建設業、測量業、建設コンサルタント、地質調査業、補償コンサルタント、宅地建物取引業等の担当課	

〔東北地方整備局建設部、用地部〕 仙台市青葉区二日町9-15 ℡ 022-225-2171 〔関東地方整備局建設部、用地部〕 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 ℡ 048-601-3151 運輸業、倉庫業、自動車整備業、造船・船用工業、旅行業、登録ホテル・旅館 〔北海道運輸局総務部総務課〕 札幌市中央区大通西10 札幌第2合同庁舎 ℡ 011-290-2711 〔東北運輸局総務部総務課〕 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 ℡ 022-299-8851 〔関東運輸局総務部総務課〕 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 ℡ 045-211-7204 上記以外の製造業、流通業、その他の事業等 〔東北経済産業局地域経済部地域経済課〕 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 ℡ 022-221-4876 〔関東経済産業局地域経済部地域経済課〕 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 ℡ 048-600-0253 上記以外の地域については、各担当局宛お問い合わせください。

日 調 連 発 第 7 6 号
平成 2 3 年 5 月 2 3 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士法人検索システムの運用開始について（通知）

現在、当連合会ホームページにおける土地家屋調査士検索システムについては、広く利用いただいているところですが、この度、かねてから準備を進めておりました土地家屋調査士法人検索システムについても、下記のとおり運用を開始することとなりましたので通知します。なお、公開する会員の情報につきましては、日本土地家屋調査士会連合会情報公開に関する規則第3条に掲げられている事項（一部省略）でありますので、この旨貴会所属会員への周知方をお願いいたします。

記

運用開始日 平成 2 3 年 5 月 2 3 日

※ 連合会ホームページ (<http://www.chosashi.or.jp/>) から検索ページにお入り下さい。

以上

日 調 連 発 第 8 2 号
平成 2 3 年 5 月 2 5 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

連合会ホームページ「会員の広場」IDの申請方法等について（通知）

当連合会では、簡記「会員の広場」の改良を進めてまいりましたところ、本年 5 月 10 日から、「会員の広場」へアクセスするための ID 及びパスワードの登録方法等を変更しました。

現在、会員の皆様におかれては、「会員の広場」入場のために順次、新規登録の申請をしていただいておりますが、この度、改めて申請方法等につきまして、別紙を参考に手続を採られますようお願いいたします。貴会所属の会員からお問合せのあった場合等にご利用いただき、併せて貴会ホームページ等において周知いただきますようお願いいたします。

日 調 連 発 第 9 9 号
平 成 2 3 年 6 月 9 日

各 土 地 家 屋 調 査 士 会 長 殿

日 本 土 地 家 屋 調 査 士 会 連 合 会 長

電 子 基 準 点 の 測 量 成 果 の 改 定 等 に つ い て (通 知)

国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）は、本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響に伴い、東北地方及びその周辺で地殻変動が大きかった地域の基準点測量成果（電子基準点、三角点、水準点）の改定のため、その公表を停止しておりますが、本震から2か月が経過しその影響が小さくなってきたところから、検測の上、去る5月31日に438点の電子基準点について新しい測量成果が公表され、これにより被災地域を含む電子基準点の測量成果が公共測量等で使用できるようになりました。

ところで、電子基準点の成果改定を行った地域としては、本年3月14日に測量成果の公表を停止した地域に加えて、富山県・石川県・福井県・岐阜県が含まれており、当該4県の電子基準点についても新しい測量成果が公表されておりますが、三角点等については、その成果改定を行うため、引き続き、測量成果の公表が停止されておりますので、貴会会員が、当該4県で公共測量を開始される場合は、管轄の地方測量部へお問合せ願います。

基準点測量成果の扱いに関わる詳細な情報は、国土地理院ウェブサイトの同地震関連ページに随時提供されておりますので、下記 URL を参照してください。

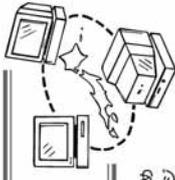
なお、測量成果の公表が停止されている地域における事務処理上の留意点については、平成23年3月22日付け日調連発第449号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について（通知）」を参照願います。

おって、公表を停止している三角点等の測量成果は、本年10月下旬を目標として公開される予定であるとのことでありますので、この旨申し添えます。

記

<http://sokusei.karis1.gsi.go.jp/SysMsg/423trouhokutaiheiyou.html>

会員の広場を活用ください



平成23年5月10日から連合ホームページ「会員の広場」へアクセスするためのID及びパスワードの登録方法等が変更されました。詳細は、連合ホームページを参照願います。

なお、平成23年5月9日まで使用されていたID及びパスワードはご使用になることができません。連合ホームページ「会員の広場」において改めて新規登録を行ってください。従来のID及びパスワードによってアクセスしようとした場合、新規登録画面へご案内いたします。

1 連合HPのトップページ
(<http://www.chosashi.or.jp/>)
から「会員の広場」をクリック

2 「登録はコチラ」をクリック

3 必須項目を入力して確認画面へをクリック。
入力内容を確認したら、確定するをクリック。

4 ご入力いただいたメールアドレスに登録完了のお知らせが届きます。
3日経過してもお知らせが届かない場合、連合会（電話：03-3292-0050、メール：kalin_hiroba@chosashi.or.jp）までご連絡ください。
なお、メールアドレスに誤りがあると届きません。

日調連発第102号
平成23年6月10日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

地籍整備推進調査費補助金制度に係るパンフレット等の送付について

この度、国土交通省土地・水資源局国土調査課から、標記補助金に係るパンフレット、制度要綱及び交付要領の送付があり、同制度の周知について協力の依頼がありました。
同補助金は、民間事業者において実施した一定規模の開発などで作成された測量成果を地籍整備に活用する場合の、測量等に関する補助制度であり、平成22年度に人口集中地区を地域要件として制度創設され、平成23年度に都市計画区域を地域要件に追加するなど制度拡充がなされています。

つきましては、上記趣旨をご理解の上、貴会会員（土地家屋調査士法人を含む。）及び公稱記士土地家屋調査士協会に周知いただきたくお願いいたします。

なお、同制度に係る各種様式等は、下記URLに掲載されており、この旨申し添えます。

記

<http://tochi.mlit.go.jp/tockok/known/relatedlaw/download.html>

●地籍整備推進調査費補助金に関するQ&A●

Q	A
既存の調査・測量成果を活用して国土調査法第19条5項申請申請（以下、19条5項申請）するための経費は対象にできるか。 （※：既存の地図（日本測地系座標）を世界測地系の座標に変換）	補助対象となります。最終的に国土調査と同等の成果が得られるのであれば問題ありません。
自治体が管理する公共物（道路、河川、公園、団地等）の外縁を確定し、正確な位置を把握するために測量を実施する場合、補助対象となるか。	補助対象となります。最終的に国土調査と同等の成果が得られるのであれば問題ありません。
一事のみでも補助対象となるか。	補助対象となります。
現在、実施中の事業について、途中から補助対象とすることはできるか。	本補助制度の交付決定後に作業を行う工程については補助対象となります。
19条5項申請書類の作成のみを実施したいが、補助対象となるか。	19条5項申請書類の作成のみも補助対象となります。
公共事業では、別の補助金を受けている場合があるが、重ねて地籍整備推進調査費補助金を受けられることがあるか。	同一の補助対象に之重に補助することはできませんが、別の補助金と地籍整備推進調査費補助金とで、補助対象を切り分けることが出来れば補助できます。
本体事業が着手前から完了まで数年かかり、地籍整備にかかる工程が複数年度にわたる場合は、地籍整備推進調査費補助金も複数年度にわたって交付してもらえるか。	19条5項申請のために必要となる経費に対しては、複数年度にわたる作業であっても予算の範囲内で補助金を交付します。
19条5項指定が受けられなかった場合、補助金を返還することになるか。	個別のケースによることとなりますが、採算を地籍情報として整理しようとして行った測量であって、事業主体が本実行すべきことをきまん上っている場合は、基本的に補助金の返還を求めません。
世界測地系に換算がかかるような場合でも補助を受けた年度内に19条5項申請を行わなければならないか。	19条5項申請については、出来るだけ早く行って頂いた方がよいのですが、補助を受けた年度より後に行っても申請することも可能です。事業確認できた部分だけ分けて19条5項申請することも可能です。

パンフレットの請求など本件に関する情報の入手や
お問い合わせ先は下記まで

国土交通省 土地・水資源局 国土調査課

〒100-8918 千代田区霞が関2-1-2 TEL.03-5253-8111（代表）

●国土交通省 国土調査課のホームページ <http://tochi.mlit.go.jp/tockok/>

測量成果を地籍整備に活用する場合の

測量費等に関する補助制度

～地籍整備推進調査費補助金制度～

平成23年度版

これからの街づくりのために

土地の境界の確かな情報が、
すてきな街づくりと
みんなの笑顔を生み出します。

1 無駄にしていますか？ 測量成果

測量成果は正確な地図として登記所へ備え付け、将来へ役立てましょう！
土地の正確な情報を共有する事は、土地に係わる様々なトラブルを未然に防ぎ、街づくりのスムーズな進捗にもつながります。また、土地売買、土地の相続等の際には、境界の確認にかかる時間やコストを抑える事ができます。



2 知っていますか？ 19条5項指定

土地に関する様々な測量・調査の成果が、地籍調査と同程度の精度または正確さを有する場合に、地籍調査の成果と同様に取り扱う事ができるよう、当該成果を国が指定する制度です。この国が指定する根拠が国土調査法第19条第5項であることから、「19条5項指定」と呼んでいます。

●指定を受ける？
指定を受けた地図を、不動産登記法第14条第1項地図(土地の正確な位置、形状を表した地図)として備え付けるために国土交通大臣などから登記所に送付します。

●申請の手続きについて
●申請料料については、事前にお問い合わせください。(申請における手数料はかかりません)
●審査期間は2週間程度です。
●申請書の様式及び必要書類は、以下の国土交通省のホームページ等に掲載しています。
<http://tochi.mlit.go.jp/rockok/know/relatedlaw/download.html>

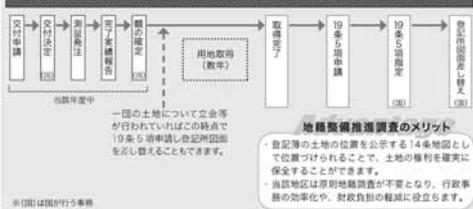
3 知っていますか？ 補助金制度

地方公共団体や民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、平成22年度より地籍整備推進調査費補助金を創設しました。

- 事業主体 地方公共団体・民間事業者等
- 地域要件 人口集中地区、又は、都市計画区域(地籍調査実施済地域は除く)
- 補助率 ・地方公共団体1/2(直接交付)
・民間事業者等1/3(間接交付)
ただし、地方公共団体の補助する額の1/2が公度
- 面積要件 500㎡以上
- 補助対象 国土調査法第19条第5項の指定申請等による地籍情報の整備に必要な以下の費用

調査計画作成	図形制作(測量・写真)	図記調査	境界確認	予備調査	成果作成
専門家による検討に要する費用等	境界測定等の既存境界資料の収集に要する費用等	現況地物の測量、測量に必要な測量士の費用に要する費用等	現地調査や現地立会に要する費用等	作成した成果等の整理等に要する費用等	測量成果のとりまとめ、19条5項指定申請資料作成に要する費用等
(限度額) 地区当たり 20万円	(限度額) 地区当たり 500万円+100万円/ha×面積	(限度額) 地区当たり 30万円			

用地取得のための測量で地籍整備推進調査費補助金を活用する場合の流れのイメージ



日調連発第1104号
平成23年6月10日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

eラーニングの導入について (お知らせ)

土地家屋調査士会員がインターネットを介して在宅による研修の受講を可能とし、研修の受講機会を増やすこと等を目的とした「eラーニング」の導入について、下記のとおりお知らせいたしますので、貴会会員へ周知していただきたいと思いますようお願いいたします。

記

- 1 「eラーニング」サイトの公開日時について
平成23年6月14日(火)午後1時
- 2 サイトへのアクセス方法について
連合会ホームページ「会員の広場」内にある「eラーニング」をクリックされ、表示される諸条件に同意した上でアクセスすることができます(ユーザーマナーマニュアル3ページを参照)。
なお、「会員の広場」のIDの登録方法等については、平成23年5月25日付け日調連発第82号を参照願います(連合会報「土地家屋調査士」(No.652)44ページに掲載)。
- 3 操作方法(ユーザーマニュアル)について
別添のとおりです。同資料は「eラーニング」内の「コース一覧」にも掲載しております(ユーザーマニュアル6ページを参照)。
- 4 CPDポイントについて
・コンテンツ(教材)を最初から最後まで視聴することでポイントが付与されます。

日 調 連 発 第 1 1 3 号
 平 成 2 3 年 6 月 1 7 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士連合会長

職務上請求書により不正に取得された戸籍等の被害者に対して、
 不正取得者の名前等を告知することについて（参考送付）

この度、京都府福知山市長から、他土業の専門資格者による職務上請求書による職務上請求書の不正使用を受け、
 同請求書により不正に取得された戸籍等の被害者に対し、不正取得者の名前等を告知する旨の
 連絡が別添（平成23年6月3日付け市民発第926-5号）のとおりありましたので、参考送付け
 いたします。

- ・ ポイントの付与は、連合会がCPD管理システムへ登録することで行います。
- ・ 視聴履歴が残るため、複数回に分けて視聴しても差し支えありません。
- ・ 1コンテンツ当たり当該コンテンツを何度視聴しても、ポイントは初回視聴分のみを付与します。

5 問合せ先

日本土地家屋調査士連合会事務局研修担当 青木（電話 03-3292-0050）

以上

市民発第926-5号
平成23年6月 3日

日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡 直武 様

福知山市長 松山 正治

職務上請求書により不正に取得された戸籍等の被害者に対し、
不正取得者の名前等を告知することについて

平素は、本市の市政運営に御協力をいただき誠にありがとうございます。
御会におかれましては、不当な目的による戸籍謄本及び住民票の写し等の取
得防止の観点から「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の適正な管理に
努めていただいておりますこと厚く御礼申し上げます。

しかし、誠に遺憾なことながら、平成19年に三重県の行政書士が戸籍謄
本等を不正取得し、又、翌年の平成20年には、神戸の司法書士が3,7
00枚もの職務上請求用紙を使い、戸籍謄本等を不正取得し、それぞれ過
料処分が下されています。

戸籍謄本や住民票の写し等は、個人情報保護の面からも厳正に取り扱わな
ければならないものであります。本市としては、「戸籍謄本・住民票の写
し等職務上請求書」が本来の目的外に使用されることにつきましては、基本
人権擁護の観点からも大変重大な問題であると認識しております。

なお、本市では、平成21年5月より、職務上請求書により不正に取得
された戸籍等の被害者に対し、不正取得者の名前等を告知することとい
してしております。御会におかれましても、この趣旨を御理解いただきま
すとともに、会員の皆様にお知らせいただき、引き続き「戸籍謄本・住民票の写
し等職務上請求書」の厳正な取扱いに努めていただきますようお願いいた
します。

○ 担 当 〒620-8501

京都府福知山市宇内記13番地の1

福知山市役所 戸籍謄本等不正取得事象対策本部

担当 人権推進室 小田 (内線2220)

市 民 課 佐々木 (内線2240)

電話 0773-22-6111

日 調 連 発 第 1 2 0 号
平成23年6月20日

各土地家屋調査士会長 殿
連 合 会 役 員 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る
民法の特例に関する法律について

法務省民事局第二課長から当職あて下記のとおり依頼（別添1）がありましたので、貴
会会員へ周知いたしますようお願いいたします。

標記の法律は、東日本大震災の被災者である相続人（要件を満たす者に限定；別添資料参照）
について、原則として、相続の承認又は放棄をすべき期間を平成23年11月30日まで延長する
ものです。ただし、既に単純承認をした場合や相続財産の全部又は一部を処分していた場合に
は、相続放棄や限定承認をすることはできないことに留意願います。

また、標記の法律は、明日21日に公布され、同日施行されます。
なお、参考までに今国会に提出された標記法律案に係る資料（別添2）を併せて送付します。

記

平成23年6月20日付け法務省民二第1465号 法務省民事局民事第二課長通知

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律につ
いて

表面
印紙

法務省民二第1465号
平成23年6月20日

日本土地家屋調査士会連合会会長 松岡直武 殿



法務省民事局民事第二課長 小出 邦夫

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律について

「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案」は、本年6月17日に参議院本会議において可決・成立し、明日21日に「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」として公布されます。同法は、公布の日から施行されます。

同法の概要について、各法務局・地方法務局に配布した参考資料を別添のとおり送付しますので、御周知方よろしくお取り計らい願います。

東日本大震災の被災者である相続人について 相続放棄等の熟慮期間を延長する法律が成立しました。

—この法律は平成23年6月21日から施行されます—

法律の内容

この法律は、東日本大震災の被災者である相続人（「対象となる方」を参照）について、原則として、相続の承認又は放棄をすべき期間を平成23年11月30日まで延長するものです。

対象となる方

次の要件をいずれも満たす方

- ①平成23年3月11日に、裏面記載の市区町村に住所を有していた方
- ②平成22年12月11日以降に自己のために相続の開始があったことを知った方

注意点

既に単純承認をした場合や相続財産の全部又は一部を処分していた場合には、相続放棄や限定承認をすることはできません。

問い合わせ先

◎相続問題について、もっとお知りになりたい方は、法テラス・サポートダイヤルへお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：0570-078374（PHS・IP電話からは03-6745-5600へ）

受付時間：平日9:00～21:00 土曜9:00～17:00

◎相続放棄、限定承認又は熟慮期間の伸長の申立て等の裁判所の手続については、家庭裁判所の家事手続案内をご利用下さい。

岩手県	全市町村
宮城県	全市町村
福島県	全市町村
青森県	八戸市, 上北郡おいらせ町
茨城県	水戸市, 日立市, 土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, 取手市, 牛久市, つくば市, ひたちなか市, 鹿嶋市, 潮来市, 常陸大宮市, 那珂市, 筑西市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 行方市, 鉾田市, つくばみらい市, 小美玉市, 東茨城郡茨城町, 東茨城郡大洗町, 東茨城郡城里町, 那珂郡東海村, 久慈郡大子町, 稲敷郡美浦村, 稲敷郡阿見町, 稲敷郡河内町, 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市, 小山市, 真岡市, 大田原市, 矢板市, 那須塩原市, さくら市, 那須烏山市, 芳賀郡益子町, 芳賀郡茂木町, 芳賀郡市貝町, 芳賀郡芳賀町, 塩谷郡高根沢町, 那須郡那須町, 那須郡那珂川町
千葉県	千葉市美浜区, 旭市, 習志野市, 我孫子市, 浦安市, 香取市, 山武市, 山武郡九十九里町
新潟県	十日町市, 上越市, 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

東日本大震災の被災者である相続人について、相続放棄等の
熟慮期間を延長する法律が成立しました

Q1 東日本大震災の被災者である相続人について、相続の放棄や限定承認をできる期間が延長されたと聞きましたが、どのような内容ですか。

A 今回、「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」(以下「特例法」といいます。)が成立し、平成23年6月21日に公布、施行されました。

特例法は、東日本大震災の被災者であつて平成22年12月11日以降に自己のために相続の開始があつたことを知つた方(相続人)について、相続の承認又は放棄をすべき期間(以下「熟慮期間」といいます。)を平成23年11月30日まで延長するものです。

Q2 特例法の対象となる「東日本大震災の被災者」とは、どのような人ですか。

A 東日本大震災が発生した平成23年3月11日において以下の市区町村の区域に住所を有していた方をいいます。この区域は、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市区町村の区域から東京都の区域を除いたものです。

岩手県	全市町村
宮城県	全市町村
福島県	全市町村
青森県	八戸市, 上北郡おいらせ町
茨城県	水戸市, 日立市, 土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, 取手市, 牛久市, つくば市, ひたちなか市, 鹿嶋市, 潮来市, 常陸大宮市, 那珂市, 筑西市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 行方市, 鉾田市, つくばみらい市, 小美玉市, 東茨城郡茨城町, 東茨城郡大洗町, 東茨城郡城里町, 那珂郡東海村, 久慈郡大子町, 稲敷郡美浦村, 稲敷郡阿見町, 稲敷郡河内町, 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市, 小山市, 真岡市, 大田原市, 矢板市, 那須塩原市, さくら市, 那須烏山市, 芳賀郡益子町, 芳賀郡茂木町, 芳賀郡市貝町, 芳賀郡芳賀町, 塩谷郡高根沢町, 那須郡那須町, 那須郡那珂川町
千葉県	千葉市美浜区, 旭市, 習志野市, 我孫子市, 浦安市, 香取市, 山武市, 山武郡九十九里町
新潟県	十日町市, 上越市, 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

Q3 Q2に記載された市区町村に住み票がなければ、特例法の適用を受けられないのですか。

A 平成23年3月11日に、Q2に記載された市区町村に住所を有していたかどうかは、家庭裁判所が、住民票、勤務証明書、在学証明書、公共料金の支払に関する記録などの各種の資料に基づいて、その生活の本拠がQ2に記載された市区町村にあったかどうかを判断することになります。

したがって、住民票がなければ、特例法の適用が受けられないというわけではありません。

Q4 特例法は、亡くなった方（被相続人）が被災者である場合や、相続の対象となる財産がQ2に記載された市区町村にある場合にも、適用されますか。

A 特例法が適用されるためには、相続人が東日本大震災の被災者であることが必要です。被相続人が被災者であるか否か、相続の対象となる財産がQ2に記載された市区町村にあるか否かは、関係ありません。

特例法は、相続人が東日本大震災の被災者である場合には、被災による生活の混乱のため、3か月の熟慮期間中に相続の放棄や限定承認の判断をし、あるいは、家庭裁判所に相続の申長の申立てをすることを前提としています。したがって、相続の対象となる財産がQ2に記載された市区町村以外にある場合であっても、相続人が東日本大震災の被災者であれば、そのような困難があるものとして、特例法が適用されます。ところで、被相続人が津波で家ごと流されて亡くなったケースでは、相続財産の状況が分からないこともあると思われれます。この場合も、相続人が東日本大震災の被災者であれば、特例法の対象となります。しかし、相続人が東日本大震災の被災者でない場合には、家庭裁判所に熟慮期間の申長等を申し立てることに障害はないと考えられますので、特例法の対象とはなりません。

Q5 相続人が未成年者や成年被後見人である場合には、どうなりますか。

A 相続人が未成年者又は成年被後見人である場合には、その熟慮期間は、民法により、未成年者又は成年被後見人ご本人ではなく、その法定代理人（例えば、親権者や後見人）を基準に考えることとなります。

そこで、相続人が未成年者又は成年被後見人である場合に、特例法により熟慮期間が延長されるかどうかは、未成年者又は成年被後見人ご本人ではなく、その法定代理人が東日本大震災の被災者であるかどうかによって判断されることになり、法定代理人が東日本大震災の被災者である場合には、特例法が適用されます。

Q6 祖父が東日本大震災で亡くなり、次いで、その相続人である父がその相続について承認又は放棄をせずに亡くなりました。その場合、この父の相続人である息子にも、特例法が適用されますか。

A 被相続人（祖父）が亡くなり、次いで、その相続人（父）が亡くなった場合には、祖父と父との間の相続についての息子の持つ熟慮期間は、民法により、息子を基準にして考えることとなります。

そこで、祖父と父との間の相続についての息子の持つ熟慮期間が延長されるかどうかは、

息子が東日本大震災の被災者であるかどうかによって判断されることになり、息子が東日本大震災の被災者である場合には、特例法が適用されます。

Q7 相続人が複数いる場合に、その一部の方だけが東日本大震災の被災者であるときは、相続人全員について熟慮期間が延長されますか。

A 熟慮期間は、民法上、それぞれの相続人ごとに、自己のために相続の開始があったことを知った時から進みます。特例法は、この点を改めるものではありませんので、相続人が複数いる場合には、これらの相続人のうち、東日本大震災の被災者である方だけに、特例法が適用されます。

Q8 特例法が施行された時（平成23年6月21日）に既に3か月の熟慮期間が過ぎていても、相続の放棄や限定承認をすることができますか。

A 平成22年12月11日以降に自己のために相続の開始があったことを知った場合であれば、特例法が施行された平成23年6月21日より前に3か月の熟慮期間が過ぎていた場合であっても、特例法によって熟慮期間が平成23年11月30日まで延長されますので、その延長された期間内に相続の放棄や限定承認をすることができます。ただし、Q9で述べるような例外があります。

Q9 例外について説明してください。

A 既に、単純承認をした場合や、相続財産の全部又は一部を処分していた場合には、これらの行為をした時期が3か月の熟慮期間の経過前であると経過後であるにもかかわらず、または相続の放棄や限定承認をすることはできません。

Q10 既に、家庭裁判所に熟慮期間の申長の申立てをし、期間を延長するという審判がされています。その場合は、どのように取り扱われるのですか。

A 家庭裁判所の審判による申長後の期間の末日と、平成23年11月30日のいずれか遅い日熟慮期間の満了日となります。すなわち、申長後の期間の末日が平成23年11月30日より前であれば、特例法により、平成23年11月30日までが熟慮期間となります。申長後の期間の末日が平成23年11月30日より後の日であれば、申長後の期間の末日までが熟慮期間となります。

Q11 平成23年11月30日までに相続の放棄や限定承認をすることが決まるかどうかを定めることができるときは、どうすればよいですか。

A 特例法は、民法の規定による3か月の熟慮期間を平成23年11月30日まで延長するものですが、その期間を家庭裁判所が更に延長することを否定するものではありません。したがって、平成23年11月30日までになお相続の放棄や限定承認をすることがどうかを定めることができるときは、前もって家庭裁判所に熟慮期間の申長の申立てをすることを必要です。

Q12 相続について、もっと詳しく知りたいのですが、どうしたらいいですか。

A 相続問題について、もっとお知りになりたい方は、[法テラス・サポートダイヤル](http://www.hofu.metro.tokyo.lg.jp)へお問い合わせ下さい。

問い合わせ先： 0570-078374 (PHS・IP 電話からは03-6745-5600へ)

受付時間： 平日9:00~21:00 土曜9:00~17:00

また、相続放棄、限定承認又は熟慮期間の伸長の申立て等の裁判所の手続については、家庭裁判所の家事手続案内をご利用下さい。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案要綱

第一 熟慮期間の延長

東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の被災者（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に同日において住所を有していた者をいう。）であつて平成二十二年十二月十一日以後に自己のために相続の開始があつたことを知つたものについて、相続の承認又は放棄をすべき期間を、平成二十三年十一月三十日まで延長すること。

（本則第一項関係）

第二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 この法律は、施行日前に民法第九百二十一条第二号の規定により単純承認をしたものとみなされた相続人についても適用すること。ただし、当該相続人が単純承認をしたものとみなされた後、施行日前に同条第一号に掲げる場合に該当することとなつたときは、この限りでないこと。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案

- 1 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の被災者（東日本大震災に際し災害救助法（昭和三十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）に同日において住所を有していた者をいう。以下同じ。）であつて平成二十二年十二月十一日以後に自己のために相続の開始があつたことを知つたものに対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百十五条第一項の規定の適用については、同項中「三箇月以内」とあるのは、「三箇月以内（当該期間の末日が平成二十三年十一月二十日前である場合には、同日まで）」とする。ただし、当該被災者が相続の承認若しくは放棄をしないで死亡した場合又は未成年者若しくは成年被後見人である場合については、この限りでない。
- 2 前項の規定は、相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡し、かつ、その者の相続人が被災者である場合における当該死亡した相続人の相続及び相続人が未成年者又は成年被後見人である相続であつてその法定代理人が被災者であるものについて準用する。

附 則

一

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に民法第九百二十一条第二号の規定により単純承認をしたものとみなされた相続人についても適用する。ただし、当該相続人が単純承認をしたものとみなされた後、施行日前に同条第一号に掲げる場合に該当することとなつたときは、この限りでない。

二

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る
民法の特例に関する法律案・骨子

背景

- 東日本大震災による甚大な人的被害(死者15,424人・行方不明者7,931人(6月13日暫定発表))により、多数の相続が発生
- 相続人もまた被災者であるケースが多数であり、避難所での生活を余儀なくされる等の生活の混乱の中で、相続放棄・限定承認をし、又は熟慮期間の伸長を請求するのは困難な状況
- 相続開始を知った時から3か月で単純承認となること自体を知らない被災者も多数

相続人の意図しない法定単純承認が多数発生のおそれ

3か月の熟慮期間を一律に延長する特例措置が必要

民法の特例措置

第一 熟慮期間の延長

東日本大震災の被災者(※)であって平成22年12月11日以後に自己のために相続の開始があったことを知ったものについて、相続の承認又は放棄をすべき期間(民法第915条第1項)を、平成23年1月30日まで延長すること。

※東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)に震災時に住所を有していた者

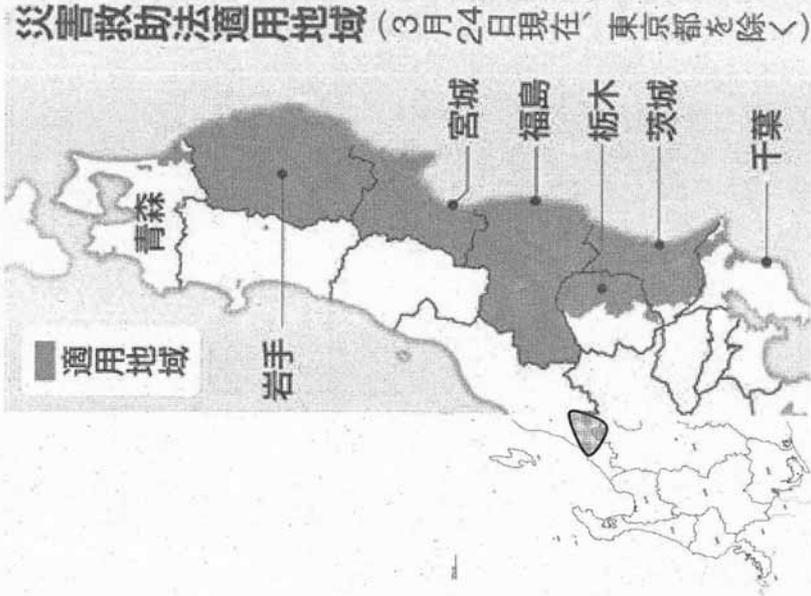
第二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 この法律は、施行日前に民法第921条第2号(第915条第1項の期間内に限定承認又は相続放棄をしなかったとき)の規定により単純承認をしたものとみなされた相続人についても適用すること。

理由

東日本大震災の被災者である相続人が、生活の混乱の中で、限定承認、相続放棄等を行うことができないまま相続の承認又は放棄をすべき期間を徒過することにより不利益を被ることを防止するため、これらの者が相続の承認又は放棄をすべき期間を平成二十三年十一月三十日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域



※右図は、2011/4/1 産経ビジネスのネット記事より引用したもの
左図は、新潟県 HP より引用した白地図を加工したもの

適用市町村の一覧

岩手県	全市町村
宮城県	全市町村
福島県	全市町村
青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市の、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	千葉市美浜区、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、山武郡九十九里町
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

◇東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律（法律第 号）（法務省）

一 熟慮期間の延長

東日本大震災（平成二三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の被災者（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に同日において住所を有していた者をいう。）であつて平成二二年一月一日以後に自己のために相続の開始があつたことを知つたものについて、相続の承認又は放棄をすべき期間を、平成二三年一月三〇日まで延長することとした。（第一項関係）

二 溯及適用

この法律は、施行日前に民法第九二二条第二号の規定により単純承認をしたものとみなされた相続人についても適用することとした。ただし、当該相続人が単純承認をしたものとみなされた後、施行日前に同条第一号に掲げる場合に該当することとなつたときは、この限りでないこととした。（附則第二項関係）

三 この法律は、公布の日から施行することとした。



不1(31)第151号
平成23年7月11日

長野県土地家屋調査士会長 殿



長野地方法務局不動産登記部門
首席登記官 平林 正章

地図情報システムの稼働前に提出された土地所在図等の取扱いについて
平素は、登記行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り
厚く御礼申し上げます。

さて、当局飯山支局においては、平成22年2月15日から地図情報システム
の運用を開始しておりますが、その運用開始前に提出された土地所在図、地
積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図（以下「各種紙図面」という。）
については、法務省民事局登記情報センターにおいて地図情報システムへの
一括登録が、平成23年8月3日に完了する予定となっております。

つきましては、各種紙図面は、下記のとおり取扱うことになりましたので留意
いただくとともに、併せて、貴会員の皆様に御周知いただきますよう、お願
い申し上げます。

記

1 登記官は、土地図面つづり込み帳、地役権図面つづり込み帳、建物図面つ
づり込み帳につづり込まれた各種紙図面を不動産登記規則（平成17年法務
省令第18号。以下「規則」という。）第20条第2項に基づき登記所の管
理する電磁的記録に記録して保存した場合は、当該帳簿をもって申請書類つ
づり込み帳につづり込んだものとして取り扱う。

2 規則第20条第2項に基づき電磁的記録に記録して保存した後は、申請書
の添付情報と位置付けられるため、不動産登記法（平成16年法律第123
号）第121条第1項に定める登記簿の附属書類のうち政令で定める図面に
は当たらず、同条第2項により、請求人が利害関係を有する部分に限り、こ
れを閲覧に供することができる。

会 務 日 誌

年月日	用 件	出 席 者	場 所
23. 4. 1	第1回財務部会 ①平成22年度決算について ②平成23年度予算について ③会計士との打合せ ④その他	宮下会長、上島副会長、 中塚次長	会 館
23. 4. 6	第1回 正副会長・部長会議 ①22年度各部事業報告について ②22年度決算について ③23年度各部事業計画・予算案について ④その他	宮下会長、上原副会長、 上島副会長、芦澤副会長、 荒井部長、松本部長、	会 館
23. 4. 8	下半期監査会 ①平成22年度下半期 業務監査 ②平成22年度下半期 会計監査	宮下会長、小池代表監事 村松監事、宮本監事 上島副会長・中塚次長	会 館
23. 4. 13	第1回理事会 ①改選役員数決定について ②第63回定時総会について ③日調連理事推薦の件について ④会員への感謝状授与について ⑤その他 ⑥報告事項	正・副会長、各理事 各監事	会 館
23. 4. 20	木曾支部総会	宮下会長	つたや旅館
23. 4. 21	松本支部総会	宮下会長	モンターニュ松本
23. 4. 22	佐久支部総会	宮下会長	ホテルゴールデンセ ンチュリー(壱萬里)
23. 4. 22	伊那支部総会	松本部長	信州INA セミナーハウス
23. 4. 22	飯田支部総会	芦澤副会長	三宣亭本店
23. 4. 25	諏訪支部総会	宮下会長	RACOホテル 華ノ井
23. 4. 26	大町支部総会	上島副会長	割烹だるま
23. 4. 27	上田支部総会	上島副会長	上田市 中央公民館
23. 4. 28	長野支部総会	上原副会長	メルパルク長野
23. 4. 28	飯山支部総会	宮下会長	びっくわん
23. 5. 10	第2回選挙管理委員会 ①立候補及び推薦届けの集計 ②告示結果の通知文作成・発送 ③その他	高嶋委員長、 坂田副委員長、 関口委員、讃岐委員	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
23. 5. 13	長野県司法書士会定時総会	宮下会長	犀北館ホテル
23. 5. 20	第63回本会定時総会 ・平成22年度会務及び事業報告の件 ・第1号議案 平成22年度収入・支出決算承認の件 ・第2号議案 平成23年度事業計画(案)決定の件 ・第3号議案 平成23年度収入・支出予算(案)決定の件 ・第4号議案 役員改選の件	総役員 会員 4 2 6 出席者 1 4 7 委任状 1 8 1	ホテル ゴールドデン センチュリー
23. 5. 20	第10回長調政連定時大会 ・平成22年度会員異動状況・活動報告の件 ・第1号議案 平成22年度収入支出決算書承認の件 ・第2号議案 平成23年度運動方針(案)決定の件 ・第3号議案 平成23年度収入支出予算書(案)決定の件 ・第4号議案 役員改選の件	総役員 会員 3 0 8 出席者 8 0 委任状 1 3 5	ホテル ゴールドデン センチュリー
23. 5. 26	長野県行政書士会定時総会	上原副会長	サンパルテ 山 王
23. 5. 27	第2回 正副会長会議 ①各部担当者について ②顧問・相談役・参与候補者委嘱について ③連合会総会の代議員候補者選任について ④関プロ総会代議員候補について ⑤委員会設置について ⑥年間予定について ⑦報告事項	宮下会長、上原副会長、 芦澤副会長、松本副会長、 小山副会長	会 館
23. 6. 2	第2回理事会 ①各部担当者について ②顧問・相談役・参与候補者委嘱について ③連合会総会の代議員候補者選任について ④関プロ総会代議員候補について ⑤委員会設置について ⑥年間予定について ⑦報告事項	正・副会長、各理事 各監事	会 館
23. 6. 10	支部長会・長調政連合同会議 ①正・副議長選任の件 ②支部長会から本会運営に対しての要望依頼等について ③各部報告並びに支部への要望依頼等について	正副会長・各部長・ 各支部長・長調政連役員	会 館
23. 6. 10	第1回綱紀委員会 ①正・副委員長選任の件 ②その他	各綱紀委員	会 館
23. 6. 16	ADR関与者研修会	小泉委員長、相馬副委員 長、上原副委員長、 各運営委員、各関与者	長野市若里 市民センター
23. 6. 17 6. 18	第2回関プロ会長会議 ①平成22年度事業経過報告及び決算報告について	宮下会長	水上ホテル 聚 楽

年月日	用 件	出 席 者	場 所
	②平成23年度事業計画(案)及び予算(案)について ③役員改選について ④その他		
23. 6. 21 6. 22	日調連 第68回定時総会 ・第1号議案 (イ)平成22年度一般会計収入支出決算報告承認の件 (ロ)平成22年度特別会計収入支出決算報告承認の件 ・第2号議案 役員選任の件 ・第3号議案 「土地家屋調査士の日」制定審議の件 ・第4号議案 平成23年度事業計画(案)審議の件 ・第5号議案 (イ)平成23年度一般会計収入支出予算(案)審議の件 (ロ)平成23年度特別会計収入支出予算(案)審議の件	宮下会長、各副会長、 中塚次長、 竹内松本支部長	東京ドーム ホ テ ル
23. 6. 23	第1回業務研修部会 ①23年度年間計画について ②その他	小山副会長、菅澤部長、 金田次長、清水理事、高 見澤理事、関理事、田口 理事	会 館
23. 6. 28	ADR関与者研修会	小泉委員長、相馬副委員 長、上原副委員長、 各運営委員、各関与者	伊那市生涯 学習センター (いなっせ)
23. 6. 29	第1回関ブロ研修委員会 ①第32期土地家屋調査士新人研修の運営等について ②その他	菅澤部長	東京土地家屋 調査士会館
23. 6. 30	第1回広報部会・会報編集委員会合同会議 ①23年度広報部事業計画について ②会報編集作業 ③その他	松本副会長、佐藤部長、 堀口理事、豊島理事、 品田委員、小池委員	会 館
23. 6. 30	第3回 正副会長会議 ①苦情処理について ②その他	宮下会長、上原副会長、 芦澤副会長、松本副会長、 小山副会長	会 館

詰将棋

第9回

今回の詰将棋の問題図

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
五十番四皇二科三瀬四零銀 主銀▽							歩	馬		一
							歩		王	二
								歩	歩	三
										四
										五
										六
										七
										八
										九



▲先手
飛角銀桂

【ヒント】

5手目に好手があります。

※解答は60ページにて掲載

(長野支部 北原匡尚)

政治連盟に加入しましょう
政治連盟は調査士制度発展のために
力を尽くします

長野県土地家屋調査士政治連盟

会長 小出 國正

〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2

電話 026-232-4566

FAX 026-232-4601

第9回詰将棋の解答と解説

【解答】

▲2二飛、△1一玉、▲1二銀、△同角、▲2一飛成（不成も可）、△同玉、▲3三桂、△1一玉、▲2二角まで9手詰め

【解説】

2三の地点に逃がさないように初手は▲2二飛とします。2手目は△1一玉の一手です。この時、2二飛がいなければ▲3三角で詰みです。したがって2二飛はすでに邪魔駒になっていることに気づきます。うまく飛を捨てるために一工夫します。3手目は▲1二銀とします。4手目は△同角の一手です。こうしておいて5手目に▲2一飛成と飛を捨てます。これに対して△同角は以下▲3三角、△1二玉、▲2二歩成で詰みますが、桂が余ってしまうので不正解です。したがって6手目は△同玉と応じるのが正しく以下7手目▲3三桂、8手目△1一玉、9手目▲2二角として詰みになります。



編集後記

今年も早7カ月が過ぎようとしております、平穏な1年と思いましたが、3月の東日本大震災・長野県北部地震により世の中大きく変わりました。

原発事故での放射能・政治家の抗争・電力不足…この先どうなるのか不安な1年になりました。

この編集会議の早朝、松本での震度5の地震（編集委員メンバーも混乱した交通事情の中遅れも無く参集していただき感謝です）松本支部

の皆様の安全を祈ります。

さて、会報は今年度より年3回の発行となります、183号は新しいメンバーにての発行で内容は総会報告、新役員紹介が主になりましたが、次号より調査士の経験談シリーズの続行又、長野県は広いです、支部の名所紹介・活動を掲載できればと思います、皆様の寄稿宜しく願います。

暑い夏に向かい、節電に気を使いつつ日々精進

新米編集委員長 佐藤 恵明



会報なごの第183号

平成23年7月25日発行

発行 長野県土地家屋調査士会
会長 宮下 照也
編集者 広報部
印刷 中央プリント(株)

〒380-0872
長野市大字南長野妻科399-2
TEL 026 (232) 4566
FAX 026 (232) 4601
URL <http://nlb.or.jp>
E-Mail naganolb@nlb.or.jp



KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO